

## 17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 —ゼムスキー・サボールの歴史から(2)—

### State, Societies, and Wars in Russia in Early 17th Century Russia : From the Historical Perspective of the *Zemskii Sobor* (2)

浅野 明  
ASANO, Akira

キーワード：ロシア、17世紀、ゼムスキー・サボール、フィラレート

Key words : Russia, 17th Century, *Zemskii Sobor*, Filaret

#### はじめに

1619年6月、ロマーノフ家の初代ツァーリであるミハイールの父で、1611年4月以来ポーランド（ジェチポスポリタ）に抑留されていたフィラレートがモスクワに帰還した。彼は、帰国後ほどなくして総主教に昇位すると、ツァーリである息子ミハイールとともに大君として統治権力を掌握し、混乱して無秩序に陥っていた国家と社会の再建に精力的に取り組んだ。その意味で、1619年は、ミハイールがツァーリに選出された1613年とともに、新たな時代の始まりを告げた。彼らの権力の支えとなった機関は、一つはツァーリの旧来の権力基盤である貴族会議であり、もう一つがゼムスキー・サボールであった。後者はすでに半世紀ほどの歴史を持っていたが、17世紀のそれは、16世紀以来の経済発展を基礎に独自に成長しつつあった地方社会からの諸身分代表<sup>1)</sup>の<sup>サボール</sup>集会所という性格が強く、政府の政策決定とその実施に深く関与した。<sup>2)</sup>16世紀末以降の政治と法秩序の混乱は、聖職

者会議の権威と貴族会議の権力にもっぱら依拠してきたこれまでの政治体制の行き詰まりの結果でもあったから、ゼムスキー・サボールに参集する地方の諸身分代表、とりわけ軍事力の要である士族・小士族と、豊かな財力を持つ特権商人やボサード民（商工民）たちの積極的な協力を得ることが、ツァーリ政府にとって不可欠となっていたのである。このような事情を背景に、ゼムスキー・サボールは、ミハイールの即位からフィラレートが帰国するまでの6年余り、国家を運営するための不可欠の機関としてきわめて活発な活動を展開した。のみならず、フィラレートの帰国直後に召集された1619年のゼムスキー・サボールは、国家再建の歩みにおいて重要な一歩を記した。しかし、その「成果」が現れ始める1620年代に入るところからゼムスキー・サボールは召集されなくなり、その状態が10年余りも続くことになった。そして再びゼムスキー・サボールが召集されたのは、フィラレートの「統治」も終わりに近い1632年のことで

あった。このようにみると、フィラレートの時代は、ゼムスキー・サポールの歴史にとっても、またその後のロシアの政治にとっても、一つの重要な時代であったのではないかと考えることができる。

小稿は、32年余りにわたるミハイール統治期（位1613-45）の中でも、権力と権威の確立が未だ十分ではなかった初期10年間におけるゼムスキー・サポールの活動を跡付けることで、多くの困難に直面していた当時のロシア（モスクワ国家）において、中央政府と地方社会が、どのようなかたちで相互の「対話」・「交流」を図っていたのか、またその延長線上にどのような政治社会が形成されてくるのか、ということを明らかにしようとする試みの一つである。

17世紀前半のゼムスキー・サポールについては、明文をもって定められていたわけではないものの、地方代表者には3年の「任期」が定められていたという理解が定説になっている。<sup>3)</sup> 小稿もこの理解に基づいて、1619年を挟んだおよそ7年間、つまり1616年から1618年までと、1619年から1622年までの二つの時期について、ゼムスキー・サポールの活動を具体的に検討し、その歴史的な意味について考えてみたい。

## I. 1616年－1618年

### 1. 1616年

1613年に召集されたゼムスキー・サポールは、通説にしたがえば、3年間の「任期」を終えて1615年には解散された。そしてそれほど時期をおくことなく、新たなゼムスキー・サポールの召集を伝えるツァーリの文書が送達された。<sup>4)</sup> これに関連するものとして、い

ずれもツァーリ名で発給された全部で4点の文書が公刊されている。1点目は、ソリヴィチェゴーツクの地方長官と書記官補宛の1616年1月6日付の文書であり、2点目と3点目は、いずれもトーチマの地方長官と書記官補宛の1616年1月初めと同月12日付の文書である。そして4点目は、1616年1月12日付でペルミの地方長官と書記官に宛てて発給された文書である。<sup>5)</sup> このうち、例えばペルミ宛のツァーリの文書は、「1616年1月12日。重大な国事のために、ペルミから3人のポサード民をモスクワに派遣する件について確認するための大ペルミ宛てのツァーリの文書（Царская грамота в Пермь Великую, с подтверждением о присылке в Москву из Перми трех посадских людей для великаго земскаго дела.）」という表題で編纂されており、その本文は以下のとおりである。「全ルーシのツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチから、大ペルミの余の地方長官レフ・イリーイチ・ヴォールコフと余の書記官ステパーン・プストーシキンに。而して、この文書に先立って、汝らに余の文書が送られており、汝らには、余の重大な国事について協議するために、ペルミのポサードの上位および中位の3人の者、善き、分別のある、信頼に値する者たちを、直ちに、遅滞なく、モスクワの余のところへ派遣すべきことが命じられていた（а велено вам прислати к нам, к Москве, для нашего великаго и земскаго дела на совет, Пермичь посадских лутчих и средних трех человек, добрых и разумных и постоянных людей, тотчас, не мешкая ни часу）。而して、モスクワでは、これらの者たちは、使節官署の余のドゥーマ書記官

ピョートル・トレチャコフのもとに出頭するようにと命じられていた（а на Москве тем людям велено явиться в Посолском Приказе думному диаку нашему Петру Третьякову）。然るに、汝はこれらの選ばれた者たちを、モスクワの余の定めたところに派遣しなかった（И вы тех выборных людей к нам, к Москве, и посяместа не присылавали）。そこで、余のこの文書が汝に届いたなら、汝は、先の文書とこの文書にしたがって、これらの選ばれた者たちを、余の重大な国事が滞ることのないように、直ちに余のモスクワへ送らねばならない（И как к вам ся наша грамота придет, и вы б, по прежней и по сей нашей грамоте, тех выборных людей тотчас прислали к нам, к Москве, чтоб за тем наше и земское великое дело не стало.）。モスクワにて作成、7124年1月12日。<sup>6)</sup>

サボールの開催時期について、Л. В. チェレプニーンは、1616年の2月22日から3月18日までの間に行われたとした。その根拠は、サボールで行われた各官署の収支報告の日付が2月22日であること、また、サボールの決定を伝達しているトーチマ宛の文書の日付が3月18日であることの二つである。<sup>7)</sup> サボールに参集した人々の身分構成や人数は不明であるが、審議の様子については、二つの史料からその一部が判明する。一つは、サボール冒頭のツァーリの「ことば」(《речь》)つまり「書記官(君主書記官)の演説」(《речь дьяка》, 《речь государева дьяка》)であり、いま一つは、サボールの決定事項を通知した上述のトーチマ宛の文書である。前者について、Н. П. リハチョーフは、ツァーリ臨席のもとでの演説は勅語に等しいとする。<sup>8)</sup> これはその通りで

あろうが、ただチェレプニーンも指摘するように、残されている記録が実際にサボールで読み上げられた草稿のオリジナルであると考えられる根拠はない。記録として文書に残された演説は、サボール終了後に書き改められた可能性がある。<sup>9)</sup> この種の問題はのちに改めて検討することにして、ここではサボールの冒頭に書記官によって読み上げられたものとされる演説について検討してみよう。

リハチョーフによって公刊されているテキストには、「全ルーシの君主、ツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチの臨席を得た124年のサボール」という表題のもとに、まず次のような前置きがある。「7124年、モスクワ国家のすべての都市から、一つの都市あたり6人ずつ、5人ずつ、また4人ずつの賢明な者たちを選び、モスクワに派遣すべし（собрати со всех городов Московского государства, з города человек по шти и по пяти и по четыре умных людей, и прислати к Москве.）という、全大ロシアの敬虔な大君、ツァーリにして大公、専制君主たるミハイール・フョードロヴィチの命令があった（бысть повеление）。布令にしたがって選出されたすべての者たちが、この上なく高名にして栄光ある帝都モスクワに集合すると（Егда ж собраном бывшим по указу всем людям в преименитый и славный царствующий град Москву）、すべての者たちにツァーリの宮殿に集まるようにという陛下の命令があり（и повелением государевым бывшим всем людям в полатах царевых.）、全ルーシの君主、ツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチの臨席とツァーリの重臣たち（сигклит）の出席のもと、諸都市か

ら集められたすべての者たちに対して、サポールにおいて君主書記官から次のような言葉が語られた (ко всему народу собранным от градов от его государева дияка сице на соборе:)]<sup>10)</sup> この前置きが続く、短くはない演説<sup>11)</sup> を、チェレプニーンは四つの構成に分けてとらえている。はじめに、ロシアの置かれている対外的な政治情勢とポーランド人やリトアニア人らの侵攻について語られ、次にそれに伴って起こった内戦と国土の深刻な荒廃および敵に対するロシアの勤務人たちの長く困難な戦いについて、チェレプニーンの手紙を借りれば、「印象的で、いくぶんか叙情的な趣をもって」語られる。<sup>12)</sup> このあと、演説は破綻の危機に瀕している国家の財政事情に移り、各官署の収支状況について報告されたあと、最後にいま一度、勤務人たちの困難な状況について強調され、彼らに対する支援の必要性が訴えられる。以上の四つの構成部分のうち、われわれにとって関心があるのは、チェレプニーンと同様、国内の惨状を明らかにした第二の部分である。この部分の演説内容を少しみてみよう。

まずポーランドの侵攻に触れた件では、次のように述べられている：「而して、ポーランド王ジギモントと議会貴族たちの悪だくみと騒乱によって (а по злему умышленью и по смуте Полскаго Жикгимонта короля и панов рады,)、ポーランドとリトアニアの人々が帝都モスクワに居座り、モスクワ国家を荒廃させ、国庫を消尽し、多くのキリスト教徒の血を流した (Полские Литовские люди царствующий град Москву засели и Московское государство разорили и казну всю поимали без остатку, и многую

крестьянскую кровь пролили.)。そこで、モスクワ国家のボヤール、顧問官、大膳職、近習 (стряпчие)、士族、小士族、銃兵、カザーク、そしてあらゆる人々が、帝都モスクワ城下に集結し、モスクワ城下でポーランドとリトアニアの人々に対抗し、3年間自らの血を流して戦った (под Москвою стояли и с Полскими и с Литовскими людьми бились и кровь свою проливали три годы)。そのころ、ポーランド人とリトアニア人は、モスクワ国家の地を占領し、荒廃させていた」<sup>13)</sup> これに対して、ロシア人も対抗して戦った：「全ルーシの大君、ツァーリにして大公、専制君主ミハイール・フョードロヴィチは、至高の神の慈悲と援助を頼りに、自らのボヤールにして軍司令官を、陛下の勤務についているあらゆる兵士たちとともに、ポーランド、リトアニア、ドイツの人々に対抗して、スモレンスク、ノヴゴロド、チーフヴァイン修道院、プチーヴリその他多くの都市の城下に送り、わが父祖の地である境界地域からリトアニア人とドイツ人を一掃し、またモスクワ国家の諸都市からポーランド人、リトアニア人、ドイツ人を一掃した (от Литовские и от Немецкие украинны отчины своей Московскаго государства городов от Полских и от Литовских и от Немецких людей очищати,)。而して、大君と全モスクワ国家のために、陛下の勤務についているあらゆる兵士たちは、自らの約束と十字架の誓いにしたがって、多くの勤務を果たし、血を流してきた (по своему обещанью и крестному целованью многую свою службу и кровь показали.)。而して、神の慈悲と大君の幸運により、多くの都市からポーランド人とリトアニア人を一掃し、ドイツとの境界地

域からドイツ人を一掃した。この二つの地で、陛下のあらゆる兵士たちは、ポーランド、リトアニア、そしてドイツの人々に対抗して陛下の勤務に就き、自らの血を流している。而して、ポーランド人、リトアニア人およびロシア人の悪党どもは、モスクワ国家の地を絶え間なく攻撃し、荒廃させている (А Полские и Литовские люди и Руские воры Московскаго государьства землю воуют и разоряют безпрестани;)。而して、最近も、(ポーランド軍の司令官) リソフスコイ (リソフスキー) が、ポーランド人、リトアニア人とともにモスクワ国家の諸都市をうろつき (а последние, ныне ходил Лисовской Московского государьства в городех с Полскими и с Литовскими людьми)、多くの都市でポサードと郡と陛下の御料地の村々と国有地の郷、公と貴族と士族および小士族の知行地と所領を攻撃し (и у многих городов посады и уезды и государевы дворцовые села и черныя волости и княженецкие и боярские и дворянские и детей боярских поместья и вотчины вывоевал,)、農民とあらゆる人々を殺害し、都市と郡、村落と小村を焼き払った (крестьян и всяких людей побил, а города и уезды, села и деревни выжег,)。その破壊と多くの絶え間ない勤務のために、多くの勤務人が貧困に陥り、自分の家も財産も失ってしまった (и от того ево разоренья и от многих безпрестанных служб многие служилые люди и досталь обнищали и стали без всех своих домов и животов。)。<sup>14)</sup>

そしてさらに、より深刻な現状と、そこからの救済を君主に求める切実な嘆願書の内容が紹介される：「而して、いまスモレンス

ク城下では、ボヤーリンである軍司令官イヴァーン・オンドレーエヴィチ・ホヴァーンスキー公とその副官たちが、ポーランド人、リトアニア人と対抗しており、彼とともに陛下の多くの勤務人たち、士族、小士族、銃兵、カザークそしてあらゆる人々がいる。而して、ボヤーリンで軍司令官イヴァーン・オンドレーエヴィチ公とその副官たちは、陛下に、次のように書いてきている (а пишут ко государю боярин и воеводы князь Иван Ондревич с товарищи,)。長いあいだ陛下の勤務についているスモレンスク城下の士族、小士族、あらゆる勤務人たちが、馬も備蓄もなく (что дворяня и дети боярские и всякие служилые люди, будучи под Смоленском на его государеве службе многое время, стали без конны и беззапасны,)、多くの者が飢えで死につつあり、いまも絶え間なく勤務し、自らの血を流しております、と (и многие помирают голодною смертию, и ныне служат и кровь свою проливают безпрестанно,)。而して、あらゆる勤務人たちが、スモレンスク城下から、陛下に、涙ながらに、絶え間なく、次のような嘆願書を送ってきている。つまり、陛下の賜与なしには、彼らが陛下の勤務をおこなうことは不可能であること (что им без государева жалованья на государеве службе быти невозможно;)、而して、陛下の賜与は、123年 (1614/15年) に受領したものの、それらはすべて使い果たしており (а которые государево жалованье взяли на 123-й год, и те все проели,)、今後は、陛下の賜与なしではどうにもならないこと (а впредь им без государева жалованья быти невозможно ж;)、陛下が、士族、小士族、



銃兵、カザーク、あらゆる勤務人たちに、陛下の資金と糧秣の賜与を与えるように命じてくださること（велел им дати свое государеву жалованье денежное и хлебное;）を」。<sup>15)</sup>

これらの発言に続いて、書記官の演説は、破綻の危機に瀕している国家の財政事情に移る。混乱の極にあった国家の現状を反映して、それはまことに深刻な事態であった。演説の一部をみてみよう：「而して、陛下の財庫には資金がなく、穀物倉には穀物がない（А в государеве казне денег и в житницах хлеба нет;）。なぜなら、諸都市のポサード、郡、郷はポーランド人とリトアニア人およびロシア人の悪党どもによって、そしていまはリソフスキーによって荒らされ、人々は殺され、陛下の財庫に徴収する貨幣の収入を誰からも取ることができないからである（и ныне последнее от Лисовского разорены, и люди побиты и денежных доходов в государеву казну взяти не с кого;）。而して、そうでない場合、多くの都市の郡で、御料地の多くの村落と国有地の郷が、あらゆる勤務人たちに知行地として配分されている（а иные в уездех многих городов многие государевы дворцовые села и черные волости розданы в поместье всяким людям;）。而して、もし陛下の御料地の村落と国有地の郷が知行地の配分のために陛下のもとに残されていたとしても（а которые государевы дворцовые села и черные волости остались за помесною роздачою на государевы обиходы;）、これらの多数の村落と国有地の郷がポーランド人とリトアニア人とロシア人の悪党どもによって荒らされ、焼かれている。而して、これらの残されている村落と国有地の郷から、勤務人に

対する賜与のために資金を徴収することはできないし、いかにしても陛下が兵士たちに恩恵を施すことができない（а служилым людям на жалованье с тех достальных сел и с черных волостей денег в зборе толко не будет и пожаловати государю ратных людей нечем;）。而して、兵士たちは多くの勤務によって窮乏し、陛下の賜与なしには、どうしても陛下の勤務を遂行することができない（а ратные люди от многих служб оскудели и без государева жалованья им никак на государеву службу подняться нечем;）。」<sup>16)</sup> 国庫と勤務人の絶望的な現状を語った書記官は、続けて、大歳入官署（Бол(ь)шой Приход）をはじめとする各官署の収支状況を、歳入と歳出の具体的な数値を挙げながら逐一報告している。<sup>17)</sup> 例えば大歳入官署の場合、7124（1615/16）年について、歳入が23,345ルーブリ余、歳出が30,030ルーブリ余で、6,685ルーブリ余の赤字となっている。<sup>18)</sup>

これら各官署の収支報告のあと、いま一度、勤務人たちの置かれている危機的な状況が強調される：多くの都市の「勤務人たちに備蓄の糧秣と資金の賜与が、また増援の兵士たちが送られないなら（хлебных запасов и денежного жалованья служилым людям и на запас и ратных людей в прибавку не послати;）、ポーランド人とリトアニア人によって陛下と国土の重要な活動に大きな損害が与えられ、ギリシアの教えに基づくわれわれの真のキリスト教信仰が、ポーランド人とリトアニア人によって損なわれ、正教徒たちは傷つけられ、略奪され、捕虜にされるだろう（и истинной нашей православной крестьянской вере греческаго закона от

Полских и от Литовских людей разоренье и православным крестьяном посечение и разхищение и пленение.)」。<sup>19)</sup>

そして最後に、敵であるポーランドやリトアニアの人々から、正教信仰をいかにして守るか、戦闘の態勢をいかにして立て直すか、資金と糧秣の補給をいかに確保するかなどの方策について、真剣に検討するようにと訴える：「汝らすべての正教徒が、このことについて、自らのあらゆる問題と身辺のことを別にして、みんなで相談し、あらゆる方策についてよく考え (о том соборне советывати и думати накрепко всякими мерами, отложив всякие свои дела и пожитки,)、このような邪悪な敵、われわれの真のキリスト教信仰の破壊者、われわれすべての正教キリスト教徒の迫害者たちに対して、全ルーシの専制君主にして大君、ツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチを、またすべての正教キリスト教徒を、また大ロシア国家を擁護せねばならない。それによって、いくさを支え、辺境地域の諸都市を糧秣の備蓄によって、兵士たちによって、また君主の賜与によって、資金と糧秣によって満たさなければならぬ (и чем рати строити, и украинные города хлебными запасы и ратными людми и их государевым жалованьем, денежным и хлебным, наполнити,)」。<sup>20)</sup>

さて、政府の基調報告とでもいうべき、君主書記官によるこの演説に続いたであろう議事進行の過程については、史料がまったく欠けており不明である。しかし、このサボールの最終的な決定については、3月18日付のトーチマ宛てのツァーリの文書から知ることができる。それをひとことではいば、

諸社会層に対する新たな課税の決定であり、種々の土地所有からは「ソハー税 (сошные дньги)」を、また商工民からは「五分の一税 (пятинна)」を徴収することが決定された。後者は、1614年、1615年に次いで3回目の徴収であった。五分の一税についてここでは触れないが、<sup>21)</sup> この決定についてチェレプニーンは、零落している住民にさらなる負担を求めるものであったから、政府には、サボールによってあらかじめ諸身分の承諾を得ておく必要があったとみる。また諸身分の側がこれを受け容れたという点については、彼らもまた、「さらなる経済発展のためには、戦争の終結と平和的な状態を生み出すことが必要であるという、現実的な利害についての冷静な理解に立っていた」とし、「彼らには、おそらく、ここで政府を助けておいて、このあと自らの一連の要求を突き付けるという見込みもあったのだろう」と考えている。<sup>22)</sup> そのうえでチェレプニーンは、1616年のサボールの決定について、その士族的性格と商人の活動条件を整えようとする傾向に注目している。<sup>23)</sup> 税の新たな負担について、あらかじめ士族や商人たちの了解を得ておく必要があったという点については小稿の筆者も同意できるし、これとの関連で、士族たちには、自らの「現実的な利害についての冷静な理解」があったという評価も、それ自体としては正当であろう。ただ、そこから、このゼムスキー・サボールの性格について、士族的傾向つまり士族の利害に配慮する傾向を読み取ろうとする理解については、なお議論の余地がある。

このサボールの決定は、農民や商工民の幅広い諸階層に新たな税負担を強いるものであったから、これを勤務人や商人の利益に配

慮した政府の志向であると直截に理解することはできない。では、勤務人や商人たちは、この決定をどのように受け止めたのであろうか。この問題を考えるには、彼らのいわば対極に位置している政府の立場から考えてみる必要がある。このゼムスキー・サポールにかけた政府の思惑はどこにあったのだろうか。ここで焦点となるのが、当時のロシアのおかれた特殊な状況である。それがどのようなものであったのかは、前述した君主書記官の演説から十分うかがい知ることができる。そこにあったものといえば、混乱と無秩序の中にある社会と、かろうじて形式をとどめるだけになっていたと言ってもよい国家であった。書記官の演説も、各地の惨状をよく知っていたに相違ない参集者を前にしたものであることを思えば、多少の誇張や情緒的な言辞はあったにせよ、根拠のない物語であったはずはない。戦地からの士族の嘆願を公表したり、各官署の収支報告まで公にした率直な演説からは、危機的な状況に直面していた政府の、余裕のない、ある意味で追い詰められた状況を読み取ることができよう。この厳しい現実を前提として、国家の存続を確保しつつこの状況から脱却しようとすれば、外国との間でできるだけ速やかに和平を実現して国内の整備に集中し、それによって政府がその権威と権力を回復するための時間を稼ぐしか道はなかった。そしてこのような認識、つまり平和が絶対に必要であるという認識は、支配者層から下級の勤務人にいたるまで、悲惨な現状を目の当たりにしている、おそらくすべての社会層に共有されていたであろう。しかし同時に、ポーランドが和平に応じない以上、さしあたり戦争を継続せざるを得ない

こともまた明白であった。そしてそのためには、戦費調達のために、農民や商工民にさらに重荷を負わせることになる新税の広範な導入が避けられないという事実もまた、多くの社会層が認めざるを得ない現実であったろう。それは、一部の勢力やあれこれの階級・階層の思惑で変更できるようなものではなかった。ここが重要な点である。このように緊迫した状況において政府に可能であったのは、愛国心に訴えて、歴史的により正確な言い方をすれば、正教キリスト教信仰の擁護を自らの使命として掲げることでモスクワ政府に対する身分や階層の相違を越えた献身を求め、それによって各社会層を自らの周りに組織して、いわば「戦時体制」を構築することだけであったろう。正教信仰に基礎づけられたこの「戦時体制」の必要性を、ゼムスキー・サポールの召集をとおして訴え、それを種々の対立を超越した各階層・各身分に共通の認識・共通の目標として認めさせること、これこそが、国家を危機から救うとともに、未だ弱体であったツァーリの権力と権威を確実に強化するための支柱になったと思われる。このような状況におかれていた政府に、特定の身分や階級の利益を図るという政治的な思惑や志向を読み取るのは困難であろう。一方、勤務人や商人たちは、この現実を政府とは別の立場から「冷静な理解」によって受け容れたのである。もとより、彼らに階級としての利益を追求する意識がなかったとは考えにくい。しかし、当時のロシア社会の状況が、彼らがそれを意識的に追求する余裕を与えなかったように思われる。

このように考えてくると、ミハイール・ロマノーフを新しいツァーリに選出した1613年



のゼムスキー・サボールの意義について述べたИ. Д.ベリヤーエフの発言が注目に値する。彼は、「1613年のサポールは、ツァーリ、イヴァーン・ヴァシーリエヴィチのときの第1回のそれと同様に、新たに選出されたツァーリ、ミハイール・フョードロヴィチに完全な専制をもたらした。」と述べていた。<sup>24)</sup> もっとも、これには理論的な前提がある。それは、このサポールに参集していた地方の代表者たちが、身分や位階の相違を超越して、地方社会(местное общество)全体の代表として選出されていたという理解である。<sup>25)</sup> 地方代表者についてのこのような理解は、ロシア史における「ツァーリと人民の同盟」を強調するベリヤーエフの立場を前提にしたものであって、事実関係を正確に説明しているとは言えない。しかし、それにも拘らず、1613年のゼムスキー・サポールが専制の確立をもたらしたという彼の評価は、必ずしも的外したものではなかった。未曾有の危機に直面して、正教信仰を基礎にして、モスクワ国家の諸社会層をともかくも新たなツァーリのもとに結集させたのは、ゼムスキー・サポールだったからである。ベリヤーエフの発言は、直接には1613年のサポールについてのものであったが、しかしツァーリ政府とゼムスキー・サポールをとりまく政治状況は、1616年になってもなお1613年のその延長線上にあった。ツァーリの即位からまだ3年余りにしかならず、政治・社会の混乱状態がなお続く中で、ミハイールの統治はいまもってゼムスキー・サポールに大きく依存せざるを得なかった。<sup>26)</sup> だが、ゼムスキー・サポールの役割は、あくまでも弱体であった新ツァーリの統治権力を補完するものであることがサポール自身の行

動によって示されている。ゼムスキー・サポールの機会をとらえて、諸身分から具体的な政策の提言が行われたことはほとんどなかったし、ましてや政治の在り方について問題提起したり、個人として意見を表明したりというようなことは、少なくともミハイールの統治期には確認できないのである。<sup>27)</sup>

さて、同じく1616年の9月に、ゼムスキー・サポールがもう一度召集された。<sup>28)</sup> 課税問題を処理したあとの3月から9月の間に新たな地方代表者の選出が行われた記録がないこと、後述するように、召集の決定と実際の開催までの間に時間的な余裕がほとんどなかったことなどから、参集者の多くは2月-3月のサポールの出席者であったと推測できる。その構成員は、文書の冒頭では、「府主教、大主教、主教、聖職者会議の全成員、ボヤール、大膳職、士族、ゴスチ、商人、あらゆる位階保持者たち」と記録されているが、文書の後半の審議記録では、これらの人々に顧問官(окольничие)、ドゥーマ士族、書記官、近習が加えられ、最後の決定事項の記録では、これらに小士族と銃兵隊長が追加される一方、大膳職と近習の名が消えている。<sup>29)</sup> この理由は判然としないが、いずれにせよ、この記録を根拠に地方社会からの出席者について何らかの見解を述べることは困難である。<sup>30)</sup>

このサポールの審議案件は、動乱末期から戦争状態にあったスウェーデンとの講和について、スウェーデン側が提示した複数の講和条件についてロシアの態度を決定することであった。ロシアとスウェーデンの両国は、1616年2月22日から5月31日までの3か月あまりの休戦を経て、6月1日からチーフピンとロードガの間で再び交渉の席につくことに

なっていた。<sup>31)</sup>しかし、両国それぞれの事情から、会談の実現は大幅に遅れ、ようやく8月になって事態が動いた。この件について、スウェーデンとの交渉にあっていたロシア使節Д.И.メゼーツキー公から、これまでの交渉の経緯と、関連するすべての文書を受領したツァーリは、9月11日に貴族会議でボヤールたちと協議した。その結果、ツァーリはサポールを召集することを決定し、早くも翌12日にサポールが開催された。<sup>32)</sup>もっとも、ロシア政府はすでに8月半ば頃には、講和を実現するためにはスウェーデンに領土の一部を割譲するのもやむを得ないという判断に傾いていたようである。ザミャーチンによれば、すでに8月17日に貴族会議で「スウェーデン問題」が話し合われており、その結果、同23日には、イヴァン・ゴロト、ヤム、コポリエと若干の郡をスウェーデンに割譲するという内容の訓令が発せられていた。また9月5日には、貴族会議との協議を経て、上述の諸都市に加えて、さらにオレシエクとオレシエク郡の一部を譲るという内容のツァーリの第二の訓令が送付され、さらに翌6日にも、貴族会議との三度目の審議を経て、新たに第三の訓令が発せられたという。<sup>33)</sup>したがって9月11日の貴族会議との協議は、これまでの一連の協議内容を再確認し、それを政府の最終決定とするために、サポールの召集を正式に決定することが目的であったと思われる。これらの経過から、ツァーリによるサポールの召集は貴族会議との入念な事前協議をふまえたものであり、サポールでの審議についても、ツァーリと貴族会議との間ですでに十分に準備されていたと考えねばならない。

さて、スウェーデンから提示され、ツァー

リと貴族会議が決断を迫られた講和条件は、次の三つの選択肢からなっていた。1) スウェーデンによって占領されている諸都市を、コレラを除いて、ロシアに引き渡す。つまりノヴゴロド、スターラヤ・ルーサ、ポールホフ、ラードガ、グドフ、オレシエク、コポリエ、ヤム、イヴァンゴロトの9都市すべてを、200万モスクワ・ルーブリを相対で(на лицо)支払うことを条件に譲り渡す。200万の金銭は、ヴィーボルクあるいはナールヴァで1年に50万ずつ、4年間で支払われねばならず、支払いが完了するまでこれらの都市はスウェーデンにとどまる。もし期限までに全額が支払われないならば、諸都市は、「古来の領土としてスウェーデン王に属する」。<sup>34)</sup>2) スウェーデンは、ロシアに、ノヴゴロドとスターラヤ・ルーサ、ポールホフ、グドフ、ラードガとスメルスカヤ郷を譲り、他の諸都市つまりイヴァンゴロト、ヤム、コポリエ、オレシエクと、スウェーデン使節が言及しなかったコレラは、スウェーデン領にとどまる。また、君主の使節Д.И.メゼーツキー公とその副官たちは、彼らに「15万ルーブリを現金で(готовыми денгами)」支払わねばならない。<sup>35)</sup>3) スウェーデンは、ロシアにノヴゴロド、スターラヤ・ルーサ、ポールホフ、グドフ、ラードガを譲り、他の諸都市とスメルスカヤ郷の領有を継続するとともに、ロシアから10万ルーブリを受け取る。<sup>36)</sup>以上がスウェーデンから示された三つの講和条件であり、ロシアはこの三つの選択肢から一つを選ぶように求められていた。ここからわかるように、講和交渉に臨むスウェーデン側の基本方針は明確であった。それは、ロシアから奪い取った都市とその周辺地域の一部

または全部をロシア側に買い戻させる、というものである。ロシアの領土を実効支配していることで、交渉において圧倒的に有利な立場に立っていたスウェーデンに対して、戦争を継続する余裕のないロシアは、スウェーデンが設定した枠組みの中でできる限りの譲歩を求める以外に方策はなかった。そこで交渉は、それぞれの国が、どの地域を、どのくらいの代価で最終的に確保するのかということに帰着するが、これをロシアの側からみれば、当然のことながら、より重要な地域を、できるだけ安く買い戻すことが交渉の目標となる。しかし、領土に関しては、ロシアの側に選択の余地はあまりなかったように見える。というのも、イギリス人ジョン・メリクラの仲介にも拘わらず、スウェーデンの強硬な姿勢に変化がみられなかったからである。前述のスウェーデンの提示した講和条件は、スウェーデンの占領地域全体を巨額の金銭で一括してロシアに買い取らせるか、それが不調の場合、占領地域を二つの地域に分けて、いずれかの地域を一括してロシアに買い取らせるというもので、いずれにしても、交渉によって個々の都市を「切り売り」するつもりはまったくなかったらしい。二つの地域とは、一つは歴史的に「大ノヴゴロド」に属していた地域であり、いま一つはバルト海への出口を確保したいロシアが、近年ようやく獲得したバルト海沿岸の諸都市とその後背地であった。したがって、スウェーデンが個々の都市の返還交渉に応じないというのであれば、ロシアに許されたのは、現実には「大ノヴゴロド」を選ぶのか、それともバルト海への出口を選ぶのかという選択であった。多少なりとも交渉の余地が残されていたのは、金銭面だ

けであったろう。

さて、ツァーリの臨席を得たサポールでは、最初にドゥーマ書記官ピョートル・トレチャコフが演説原稿を読み上げた。まずヴァシーリー4世シューイスキー（位1606-10）の時期にまでさかのぼってスウェーデンとの関係史が整理され、次に、講和条件をめぐるこれまでの交渉経過について報告された。そのあと、参集者たちに次のように問いかけた：「スウェーデン使節と、何に（重点を置いて）交渉するように命じるべきか：都市にか、それとも金銭にか（на чем с свеискими послы велети делати: на города ль или на денги ?）」<sup>37)</sup>

これに対して参集者たちが行った審議の形式と内容は不明であるが、記録には、この問いかけに対して、「なんとかして君主の名誉を守り、その偉大な国家に大きな損害を与えないように（как бы государеву имени было к чести, а великим его государством не к большому убытку）、それについて、お互いの間で、あらゆる見解について長時間語り合い、協議した（о том меж себя говорили долгое время и советовали [как] на всякие мысли）」とある。<sup>38)</sup> この記録からは、困難な選択を迫られて苦慮する参集者の姿が想像される。それでも、サポールの決定をふまえて使節宛に送られた文書の日付が9月12日になっているから、審議は1日で終了したと考えられる。<sup>39)</sup> 講和条件の決定という文字どおり「国家の大事」が、わずか1日の審議で終了しているところから判断して、実際には、貴族会議との事前協議によって結論はあらかじめ決定されていたと考えてよいだろう。その結論は次のようなものであった：「スウェーデン使節と、金銭にではなく、都市に（重点を置いて）交

渉すべし」。<sup>40)</sup>

この講和交渉は、周知のように、1617年2月17日のストルボヴァ条約で決着がついた。懸案の領土問題については、大ノヴゴロド諸都市、つまりノヴゴロド、スターラヤ・ルーサ、ポールホフとその郡、ラードガ、グドフとその諸郡およびスメルスカヤ郷を、ロシアが2万ルーブリで買い戻すこと、それ以外の諸都市つまりイヴァンゴーロト、ヤム、コポリエ、オレシエク、そしてスウェーデンが決して手放そうとしなかったコレラとその諸郡については、ロシアはその領有をあきらめたのである。<sup>41)</sup>

これまでみてきたように、1616年のゼムスキー・サポールは、1回目には戦争の継続を視野に入れて、兵士たちへの新たな援助をおこなうための課税賦課について審議し、2回目には対外戦争の終結という、これまた外交の基本問題に関与した。この時期のゼムスキー・サポールが、内政・外交それぞれのもっとも基本的な問題、文字どおり「国家の大事」に携わったという事実に注意しておきたい。いずれの問題も、はなはだ不安定な国内情勢に鑑みて、地方諸身分の積極的な協力なしには解決が不可能だったからであろう。しかし同時に、どちらの問題についても、サポールでの議論の大枠はツァーリと貴族会議との事前協議でほぼ固められていたと考えられる。要するに、この時期のゼムスキー・サポールは、動乱によってほとんど崩壊状態にあった国家を立て直すために活発に活動したのであるが、それがめざす国家の構造は、ツァーリが専制君主の名のもとに貴族会議とともに統治するという、基本的にいままでと異なるところのないものであった。異なるのは、士族・

小士族などの勤務人層と特権商人や富裕なボサード民からなるグループが、ゼムスキー・サポールをとおして、ツァーリを取り巻く権力体の一角に独自の位置を占めるようになったという点である。

その意味で、同じく1616年の12月15日に開催されたゼムスキー・サポールは、ロシアで新たに形成されつつあった国家の権力構造を象徴するものであったように思われる。<sup>42)</sup> ここでは、「すべての位階保持者たち」が、聖職者会議および貴族会議の構成員たちとともに一堂に会し、ノヴゴロド国とその付属諸都市が、ツァーリの偉大な権力のもと、モスクワ国家と一つになったことをたたえ、「多くの正教キリスト教徒が悪しき虜囚と苦痛から、またすべての人々が分別のない状況から解放されるとともに (многое православное хрестьянства от злаго пленения и мучительства свобождаютца, чего было у них у всех и в разуме не было,)、スウェーデン国王が、かの偉大なノヴゴロド国とその付属諸都市を、かくもわずかな金銭で譲った (что свеискому королю на такие малые денги такого великого Ноугородцкого государства с пригороды поступитись;)」として、国家の名誉を高め、領土と国益を増大させた偉大な君主を讃美したのである。<sup>43)</sup> チェレプニンが指摘するように、このサポールは「実務的な会議というよりは、端的に言って祝賀集会であった」。<sup>44)</sup> それは、旧来の権力基盤である貴族会議を伴った新しいツァーリが、ごく近年にゼムスキー・サポールという形式で組織されるようになった諸身分を前に、スウェーデンとの講和交渉の最終的な成果と自らの威信を誇示することで、自らに対する讃美と諸

勢力の結束を促すことを目的としていた。その意味で、このサポールは、動乱で失われた権威を1610年代半ばになってようやく回復しようとしているツァーリ権力と、それを支え続けた地方選出の諸身分代表からなるゼムスキー・サポールが、国制において獲得した位置を象徴するものであったといえよう。

## 2. 1617年

ゼムスキー・サポールは、1617年半ばにも開催された。このときの審議事項は第4回目となる五分の一税の徴収についてであった。これについては、3点の文書が公刊されている。1点目はトーチマの地方長官と書記官補宛の、2点目はソリヴィチェゴーツクの地方長官と書記官補宛の、いずれも6月8日付で、それぞれの地方における税の徴収を通知する文書である。3点目は、トーチマの長老と宣誓役人およびすべてのポサード民と郡住民に宛た6月11日付のウースチュク徴税区官署(четь)の文書である。<sup>45)</sup> もっとも、ゼムスキー・サポールとその決定についての言及があるのは最後の文書のみで、前の2点では、五分の一税の徴収に関するツァーリの命令と貴族会議の決定についてのみ述べられている。いずれにせよ、これらの史料の日付から、このときのサポールは6月11日には終わっていたことになる。<sup>46)</sup> それは、前述した1616年12月のゼムスキー・サポールのおよそ半年後であるが、この間に新たな地方代表者の選出が行われた記録はない。また、このサポールで注目されるのは、勤務人層を代表する士族・小士族の参加がなかったらしいということである。トーチマ宛の6月11日の文書では、「そして余は、聖職者た

ち、余のボヤールたち、すべてのドゥーマ会議官、モスクワのゴスチたち、すべての商人および担税民と、勤務人に賜与する資金をどこから入手するか……について話合った(И мы говорили о том со властью, и з бояры нашими, и со всеми думными людьми, и с московскими гостями, и со всеми торговыми (и) с тяглыми люд(ми): служилым людям на жаловане денег откуда взяти, ...)。」と書かれているが、ここに士族や小士族は挙げられていない。<sup>47)</sup> その理由は不明であるが、チェレプニンも指摘するように、五分の一税の徴収も4回目であったから、政府は担税の当事者つまり商人とポサード民のみを召集し、徴税について彼らの承諾を得れば十分であると考へた可能性が高い。この推測が正しいとすれば、政府が目的に応じて、あるいは審議の内容に応じて、ゼムスキー・サポールの構成に変更を加えることができたこと、その結果、「全土の代表者」を集めたゼムスキー・サポールと、審議案件に関連する諸身分のみを召集したサポールの二つを使い分けることができたということになる。この点で、ツァーリに専制権力をもたらしたとしてゼムスキー・サポールを高く評価してやまないペリャーエフが、1617年のサポールについては何も言及していないのが興味深い。彼が、「ツァーリと人民の同盟」の支柱としてゼムスキー・サポールを高く評価したのは、それがロシアの「くにの民」(《земля》)を代表していると考えられる限りでのことだったからである。一部の諸身分のみを召集したサポールが、研究者によってときに「不完全なサポール」と呼ばれるのも、同種の問題意識が背景にある。<sup>48)</sup> この場合も、ゼムスキー・サポールは人民を代



表するもの、あるいは「全国土」を代表するものでなければならないという認識が前提とされている。しかし、ゼムスキー・サポールに「人民的」あるいは「全国土的」性格の有無を探るといふ発想を離れて、国家の運営というリアルな側面から考えるなら、あらゆる諸身分を集めた「全国的な」あるいは「完全な」サポールだけを評価するのではなく、政策課題に直接関係する諸身分の代表者のみを召集した「不完全な」サポールの果たした役割とその意義についても、合わせて評価する必要がある。<sup>49)</sup>

### 3. 1618年

チェレプニンは、1618年には2回のゼムスキー・サポールが開催されたとする。1回目のゼムスキー・サポールでは、第5回の五分の一税徴収について審議・決定されたという立場である。しかし、実のところ、このサポールについての記録は何もない。あるのはツァーリと貴族会議の協議記録のみで、4月11日付のトーチマの地方長官と書記官補宛のツァーリの文書に、「余の布令にしたがって、わがボヤールたちが、兵士たちへの賜与のために、トーチマのポサード民から、またトーチマ郡のすべての郷から、ソハー台帳にしたがって……を徴収することを決定した (По нашему указу бояре наши приговорили взит ратным людям на жаловане с Тотмы с посадских людей и с Тотемского уезду со всех волостей по сошному писму …)」とある。<sup>50)</sup> 記録がないことを根拠に、諸身分代表の参加するゼムスキー・サポールの4月の開催を疑問視する研究者が多いが、<sup>51)</sup> チェレプニンは、「身分代表についての直接的な言及がな

いからといって、彼らの関与なしで問題が処理されたということの意味しない。租税政策のような困難な問題で、政府がゼムスキー・サポール (言うなれば「第三身分」) の助力を拒否したということはあるまい。」と述べて、4月にもサポールが開催されたと考えている。<sup>52)</sup> このように理解することももちろん可能であるが、しかし小稿の筆者は、五分の一税の徴収については以前に承認済みであったから、再度の徴収について改めてゼムスキー・サポールに承認を求める必要はないと政府が判断したのと考えたい。<sup>53)</sup> しかし、この問題にはこれ以上立ち入らない。

その開催が史料で確認できるのは、9月9日のサポールである。このとき、ロシアの政治状況はきわめて緊迫していた。前日の9月8日に、ロシアに侵攻していたポーランド王子ウワディスワフの軍が、リトアニア人や「ドイツ人」の部隊とともにモスクワに迫っているという知らせが、モジャーイスクの地方長官フョードル・ヴォルィーンスキーから届いていたからである。のみならず、ウワディスワフは、ロシア側から望まれてツァーリになること、貴族と「全土」との合意に基づいてモスクワ国家を統治することなどを記した書簡を、すでに8月にロシアの聖俗貴族に送っていたから、<sup>54)</sup> 政府にとっては一刻の猶予もならなかった。次の日、9月9日にサポールが召集された。このサポールについては、補任官署に残された記録である程度知ることができる。<sup>55)</sup> これには、次のような表題が付されている。「君主にしてツァーリ、ミハイール・フョードロヴィチの臨席のもと、聖俗の位階保持者たちによって行われたサポール：ポーランドおよびリトアニアの

軍とともに首都に迫りつつある王子ヴラジスラフにいかに対抗すべきか——1618年9月9日」。出席したのは、記録によれば、「府主教、大主教、主教、典院、聖職者会議の全成員、ボヤール、顧問官、ドゥーマ会議官、大膳職、近習、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方諸都市からの士族と小士族、あらゆる位階保持者たち」であった。<sup>56)</sup>しかし、実際には、このときモスクワにいた者たちだけが急いで召集されたことは明らかで、具体的には、1616-17年のサポールに召集されてなお首都にとどまっていた者たちであったと思われる。その中には、おそらく地方諸都市から選出された者たちもいた。サポール文書に添付された籠城者一覧の中に、地方諸都市からの士族・小士族、頭領に率いられたカザークあるいは他の諸都市の銃兵などが少なからず現れているからである。<sup>57)</sup>サポールの冒頭、9月8日のモジャーイスクからの急報について明らかにされたあと、前述した出席者たちを前にしてツァーリ自らが演説をおこなった。そこでは、これまでのポーランド人らの一連の暴虐な振る舞いについて語られ、その彼らがモスクワに迫っていることを告げ、すべての参集者たちに向かって、彼らに対抗して自らが「モスクワに籠城し、王子およびポーランド人、リトアニア人と戦うことを約束し (обещался стоять, на Москве в осаде сидеть, и с Королевичем и с Польскими и с Литовскими людьми биться,)」、参集していたすべての人々に、「正教キリスト教信仰を守り、君主のために、そして自らのために、君主とともに籠城し (с ним Государем в осаде сидели,)、敵であるリトアニア王子ヴラジスラフ、ポーランド人、リトアニア

人、ドイツ人、チェルカースと強固に対抗し、彼らと戦うように (стояли крепко и с ними бились,)」と訴えた。<sup>58)</sup>これに対して参集者たちは、次のように応えた：「正教キリスト教信仰のために、陛下のために立ち上がること (за православную Христианскую веру и за него Государя стоять,)、また陛下とともにいかなるためらいもなしに籠城すること (и с ним Государем в осаде сидеть безо всякого сомнения,)、そして敵である王子ヴラジスラフとポーランドとリトアニアとドイツの人々およびチェルカースと、命を惜しまず死ぬまで戦うことを (битись до смерти, не щадя голов своих)、みな心を一にして神に誓った (что они все единодушно дали обет Богу)」。<sup>59)</sup>提案は了承され、次いで、モスクワに籠城するボヤール、顧問官、ドゥーマ書記官合わせて30名の名簿が掲げられるとともに、各地の都市に援軍を求めてボヤールらを派遣することが決定された。そして最後に、ツァーリが、「モスクワの要所を守る司令官と兵士たちを、連隊ごとに割り当てるように命令した (на Москве по полкам указал Государь ... росписать по местам воевод, а с ними ратных людей;)」。<sup>60)</sup>

みられるように、このサポールはこれまでのそれとはまったく趣を異にする。サポールの前半、つまりツァーリの演説では、審議すべき案件が提示されることがないばかりか、審議の要請すら行われず、一方、参集者もツァーリの言葉にただ熱烈に賛意と帝都防衛の決意を表明するだけであった。これは、ツァーリを先頭にした首都の防衛・籠城戦を改めて確認するための、いわば「総決起集会」であって、チェレプニーンの言葉によれば、

「宣誓あるいは政治的デモンストレーションのようなもの」であった。<sup>61)</sup> サポール記録の後半部分では、一転して、首都防衛に向けた兵員の配属計画の承認という実務的な課題となるが、これもサポールが策定したとは考えにくく、サポールは、軍事部門の官署役人によってあらかじめ準備されていた計画書を基本的に承認しただけであろう。<sup>62)</sup> 全体としてこのサポールは、まず何よりも目前に迫った緊急事態に備えるための首都の総動員体制づくりを目的としており、その意味で、古ロシア都市の民会(вече)の再現と言った方が当たっているかもしれない。ただ、その都市が首都つまりツァーリの「おひざもと」であるという点で、ほかの諸都市とは異なる特別の意味が与えられていたため、兵員を他の諸都市から動員するだけでなく、ゼムスキー・サポールといういわば「全国的」な形式がとられたのであろう。これもまた、ゼムスキー・サポールの持つ多様な形式と機能の一面であったと評価しなければならない。

## II. 1619—1621・22年

### 1. 1619年

17世紀ロシアの歴史の一つの転換点となったのが、1618年12月1日に締結されたポーランドとのデウリノ休戦条約と、それに基づく1619年のミハイールの父フィラレート・ニキチチのモスクワ帰還であった。この条約でも、ウワディスワフにロシア帝位の請求権を放棄させることができなかつたばかりか、西部の要衝モレンスクと若干の地域を放棄せざるを得なかつたが、それでも14年半の休戦を獲得することで、ロシアは長い戦乱から一息つくことができた。スウェーデンとはす

で1617年2月のストルボヴァ条約で講和がなっていたからである。フィラレートは6月14日に息子ミハイールと再会し、同22日に総主教に指名され、同24日に叙聖された。<sup>63)</sup> そして、ゼムスキー・サポールは6月24日から7月3日の間に開催されたと考えられる。前者はフィラレートが総主教に叙聖された日であり、後者はサポールの決定内容を通知するガーリチ宛の文書が作成された日である。いずれにせよ、フィラレートの帰国後、すみやかにゼムスキー・サポールが開催されたことはまちがいない。<sup>64)</sup> では、このサポールはどのようなものだったのであろうか。

まず、このゼムスキー・サポールがフィラレートの総主教昇位に関わっていたかどうかについて議論がある。ゼムスキー・サポールが、この問題に積極的に関わったということを明示する史料はない。補任官署記録では、最初に「種々の位階」保持者たち(люди《разных чинов》)がイエルサレム総主教フェオファンとともにツァーリのところへ出かけて行ってこの件についていくども嘆願し、その後、ツァーリとともにフィラレートのもとに出向いて、彼の同意を得たとされている。<sup>65)</sup> ただ、「種々の位階」保持者たちがゼムスキー・サポールに召集された人々を意味するかどうかは不明である。実際、「種々の位階」保持者たちに触れていない史料もある。<sup>66)</sup> ちなみに、サポールの決定を通知しているガーリチ宛での7月3日付のツァーリの回状(окружная грамота)では、サポールあるいは一般信徒については何も記されていない：「偉大なまちイエルサレムと全パレスチナの至聖なる総主教フェオファンの願いと祝福により、また余の敬神者たち、府主

教、大主教と聖職者会議の嘆願により、余の父、大君にして敬神者フィラレート・ミキチチが、この日に全ルーシの偉大な成聖者たる全ルーシのモスクワ総主教位に据えられた（Великий Государь наш отец и богомолец Филарет Микитичь во сесь день и поставлен на великий святителский патриаршеский престол Московский всеа Русии.）<sup>67)</sup> それでも、例えばラートキンのように、フィラレートの総主教昇位にサポールが関わったと考えている研究者も少なくない。<sup>68)</sup> この問題にはこれ以上立ち入らないが、いずれにしても、1619年以降のロシアの歴史は総主教フィラレートの存在を抜きにしては考えられないし、ゼムスキー・サポールの活動も、フィラレートなしでは理解することができない。<sup>69)</sup> とりわけ、フィラレート「統治」の初期の3年余り、つまり1619年から1621年までの時期が、多くの点でロシアの一つの転換期になったと言えよう。この3年間のゼムスキー・サポールで、国家の基礎をなす財政制度の再建を皮切りに、社会・経済の新たな状況に対応した国家の再構築が進行したからである。そこで、この時期に国家と社会が、混沌とした状況からどういう方向性で脱却を図ったのか、またゼムスキー・サポールの活動がその動向にどのように関わったのか、検討していこう。

国家と社会の再構築がどのような方向性を持ったものであったのかは、サポールの決定を知らせる文書から、ある程度明らかにすることができる。それによると、これらの改革案について審議したゼムスキー・サポールは、実際に開催されるまでに、二つのいわば準備段階を経ていた。フィラレートは、まず

聖職者会議と協議し、次に、聖職者会議とともにツァーリのもとに赴いて、ロシアの現状について、とりわけ財政および徴税システムの崩壊とその対策について話し合った。そして、現状とその対応策について基本的な意見の一致をみた両者は、その場でゼムスキー・サポールの召集を決定したのである。<sup>70)</sup> 1619年のゼムスキー・サポールを理解するためには、ツァーリと、聖職者会議を伴ってやって来た総主教との協議について検討しておく必要がある。史料によりながら、まずこの協議の内容を確認するところから始めよう。

このゼムスキー・サポールに関連する史料として、召集の経緯と審議の結果を通知しているツァーリの回状が2点、ガーリチの郡長老に宛た1619年7月3日付のもの、<sup>71)</sup> ノヴゴロドの地方長官でボヤールのイヴァーン・ホヴァーンスキー公らに宛た7月5日付のものがあり、<sup>72)</sup> 後者はH.B.ゴチエーによっても公刊されている。<sup>73)</sup> チェレプニンは、主に、ゴチエー校訂によるノヴゴロド宛の文書を利用しているが、小稿では7月3日付のガーリチに宛てた文書を中心に検討する。ガーリチの郡長老に送達されたこの文書には、次のような表題が付されている：「陛下の父、府主教フィラレートの総主教位への昇位について、また先の零落を機とする諸都市の新たな現況調査(перепись)に関するサポールの決議についての、ガーリチの郡長老ペレレーシン宛てのツァーリの回状」。<sup>74)</sup> これに続く本文では、まず冒頭でフィラレートの総主教昇位の経過が述べられたあと、ツァーリと総主教・聖職者会議との協議について書かれている。

この種の協議を始めるにあたっては、まず

ロシアの現状についての認識が一致していなければならない：「余の父にして大君、至聖なる敬神者、モスクワおよび全ルーシの総主教フィラレート・ミキチチは、府主教、大主教、聖職者会議のすべての人々とともに、余のもとを訪れて、大君たる余とともに、神の定めにより、またすべての正教キリスト教徒の罪により、モスクワ国家が、ポーランドおよびリトアニアの人々そして悪党どもによって零落し、荒廃してしまった（Московское государство от Полских и Литовских людей и от воров разорилось и запустело,） ことについて協議した。」<sup>75)</sup> このように、諸外国の侵攻と国内の悪党どもによって国家が零落・荒廃してしまったという認識のもと、解決すべき四つほどの問題点が提示されるが、その多くが税制つまり国家の財政に関するものである。第一に、動乱の結果、秩序正しい徴税が不可能になり、税負担のはなはだしい不均衡が生まれ、また税額の査定も、担当者の職権濫用によってひどく不公正なものになっていることが指摘される：「而して、あらゆる税が、駅通税も自発的な援助も、あるところでは課税台帳によって徴収され、また別のところでは巡検帳によって徴収されている（а подати всякия и ямьския и охотником подмоги емлют с иных по писцовым книгам, а с иных по дозорным книгам,）。而して、あるところでは（税額が）重く、またあるところでは軽い（а иным тяжело, а иным легко;）。一方、モスクワの荒廃後に諸都市に派遣された巡検使（дозорщики）は、あるところでは（担税人に）好意的に軽く査定、記録し、また別のところでは敵意を持って重く査定、記録している（дозирали и писали по дружбе,

и за иными легко, а за иными по недружбе тяжело,）。そのために、モスクワ国家のあらゆる人々に、この上ない災厄がもたらされている（и от того Московского государства всяким людем скорбь конечная,）。<sup>76)</sup> さらに、税を免れようと、居住地を捨ててモスクワの街に移動し、もとの居住地に帰らない人々が多数いること、また零落した都市の担税民からは、免税を求める嘆願書が多く寄せられていることが指摘される：「而して、モスクワ後背地や辺境地域の諸都市から多くのポサード民が、税を免れて、都市でいかなる税も支払うことのないように（а из Замосковных и из Заукрайных городов посадские люди многие, лготя себе, чтобы в городех податей никаких не платить,）、モスクワにやって来て、モスクワの街の親族や友人のところに住み、以前に（その者が住んでいた）都市に行くことを望んでいない（приехали к Москве и живут на Москве и по городом и у племяни и у друзей, а по городом [где кто жил] на перед сего, ехати не хотят;）。而して、別の辺境地域の零落した諸都市からはポサード民とあらゆる人々が、零落していることを理由に、すべての税を免除してくれるように嘆願している（а из иных из Заукрайных разоренных городов посадские и всякие люди бьют челом о лготе, чтобы им для разоренья во всяких податех дали лготы;）。<sup>77)</sup> のみならず、担税民の中には、ボヤールをはじめとする有力者のもとに居住地を移して税を払わない者たち、いわゆる託身者も多かった：「而して、別のポサード民や郡の人々は、託身者としてボヤールやあらゆる人々のもとに身を寄せて（а иные посадские и уездные люди заложились в



закладчики за бояр и за всяких люлей,)、自分の仲間たちやポサード民、郡の人々とともに(払うべき)いかなる税も払わず、自らは安穩に暮している(а податей никаких с своею братьею с посадскими и с уездными людьми не платят, а живут себе в покое;)。さらに、多くの人々が、「強者たち」の横暴な振る舞いによって普段から生活を脅かされているとして、ツァーリに保護を願い出ている:「而して、他の多くの人々は、暴力や不当な仕打ちのために、ポヤールやあらゆる位階保持者たちを訴えて、自分たちに恩恵を与え、自分たちを強者たちから守るように命令してほしいと嘆願している(а иные многие люди бьют челом на бояр и всяких чинов людей в насилстве и в обидях, чтоб их пожаловать, велети от сильных людей оборонить.)」。<sup>78)</sup>

以上が、ツァーリと総主教の間で行われた協議の大要である。そこでは第一に、破綻の危機に瀕している国家財政の立て直しが急務とされ、その対策の延長線上に、混乱した法秩序の再建が位置づけられていたといえよう。そしてこの協議の場で、П. П. スミルノフの表現を借りれば、「計画草案(программа-проект)」が作成され、<sup>79)</sup> それを実現するためにゼムスキー・サポールを召集することが決定された。こうして開催されたサポールでは、「すべての問題点について、いかにして状況を改善し、国土を立て直すか(о всех статьях говорили, как бы то исправить и землю устроить.)が話し合われた」のである。<sup>80)</sup> ちなみにチェレプニーンは、「記録されなかっただけでないならば」と断りつつ、総主教がこの協議の段階で貴族会議とは協議していない点に注目している。<sup>81)</sup> つまり、この

再編計画が、長く権力の中枢を独占してきた貴族会議を構成する名門貴族たちの抵抗を招きかねないものであったこと、言い換えると、それが士族・小士族などの中級勤務人や商人たちの利害に配慮したものであったことを示唆している。これについては後述することにして、ここでは、ゼムスキー・サポールの召集にあたっては、ツァーリと総主教および聖職者会議を中心とする指導者層によって周到な準備が行われていたこと、そしてその中心にいたのが総主教フィラレートであったと思われることに注意しておきたい。<sup>82)</sup>

ゼムスキー・サポールが終了したのは、同年7月3日より遅くはない。既述のように、同日の日付でガーリチの郡長老宛にサポールの開催と決定事項を知らせるツァーリの文書が送達されているからである。では、懸案の諸事項について、最終的にどのような打開策が打ち出されたのであろうか。ガーリチの郡長老宛のツァーリの文書からみてみよう。

まず、課税システムを再建するための前提として、各地の都市の人口動態を把握することになった。その際、零落していない諸都市には課税台帳の監吏(писец)を派遣し、一方リトアニア人らによって荒れ果てた「諸都市には、十字架にかけて誓わせ、すべての都市について、賄賂をとることなく、正しく調査し記録するように十全な訓令を与えたうえで、善き巡検使を派遣する(в те города послати дозорщиков добрых, приведчи к крестному целованью, дав им полные наказы, чтобы они писали и дозирали все города вправду, без посулов.)」ことになった。<sup>83)</sup> 次に、税を免れることを目的とした住民の移動については、「而して、もし地方諸都市のポ

ポサード民がモスクワの街に住んでいるならば (А которых Украинных городов посадские люди живут на Москве и по городом,)、それらの者たちを探し出して、彼らが以前に住んでいた諸都市に立ち去らせ (и тех сыскивая отсылати в те города, где они преж сего жили,)、零落の状態に応じて、彼らに免税を与えるべきこと (и лготы им дать смотря по разоренью.)」が定められた。また、同じく税逃れを目的とした託身行為について、「而して、もしポサード民や郡の人々が、府主教、聖職者会議のすべての人々、修道院、ボヤール、顧問官、あらゆる位階保持者たちのもとに身を寄せているなら (А которые посадские и уездные люди заложились за Митрополитов и за весь освященный собор, и за монастыри, и за бояр, и за окопничих и за всяких чинов людей,)、これらすべての託身者たちに、その者が以前いたところに、以前と同様にとどまるように命令する (и тем закладчиком всем указали есмя по прежнему, где были наперед сего;)。而して、その者たちが身を寄せていた人々には、すべての者たちについて、過去の年々の余のあらゆる税を正しく計算し、完済を命じる (а на тех людех, за кем они жили, приговорили есмя со всеми людми, сыскав счетчи доправить наши всякия подати за прошлые годы.)」と決定された。<sup>84)</sup> さらにボヤールをはじめとする「強者たち」による他の人々への圧迫については、「而して、強者たちに関して、あらゆる暴力について (А на сильных людей, во всяких обидах)、わがボヤール、イヴァーン・ボリーソヴィチ・チェルカースキー公とダニール・イヴァーノヴィチ・メーゼツキー公とその副官たちに、それを捜査す

るように命じ (велели есмя сыскивать)、その捜査にしたがって布令を発する (и указ по сыску делати)」とされた。<sup>85)</sup>

簡潔な検討であったが、ここからゼムスキー・サボールの召集と審議に至る政府の一連の動きやサボールの決定内容などを、どのように理解すべきであろうか。みてきたように、ゼムスキー・サボールにおける決定事項の多くは、すでに草案の段階で提起されていた対策がほぼそのまま承認されている。しかし、決定事項の中には、草案になかったものもある。一つは、それぞれの都市ごとに歳入と歳出、借入金の現状などの調査と報告を求め、財政の現状を正確に把握しようとしていることである。また、文書の後半では、これまでに提出されている嘆願書について聴取し、さらに確実な情報を得るために、すべての都市から各位階ごとに代表者を選出してモスクワに派遣するように決定されたことを知らせている：「而して、すべての都市から情報を得て立て直しを図るために、あらゆる都市から次の者たちを選んで、モスクワに送ることを命じた (А из городов изо всех, для ведомости и для устроения, указали есмя взять к Москве, выбрав изо всякого города,)。すなわち、聖職者から一人ずつ、士族と小士族から、善き、分別ある者たちを二人ずつ、ポサード民からは二人ずつを (из духовных людей по человеку, да из дворян и из детей боярских по два человека добрых и разумных, да по два человека посадских людей,)。その者たちは、侮辱と暴力と零落について語ることができ (которые бы умели росказать обиды и насилства и разоренья,)、モスクワ国家の足らざるを補うための、兵士たちに補給をす

るための (и чем Московскому государству  
полниться, и ратных людей пожаловать,)、モ  
スクワ国家を立て直すための、すべての者た  
ちが尊厳を取り戻すための方策について語  
ることができなければならない (и устроить  
бы Московское государство, чтоб пришли все  
в достоинство.)」。<sup>86)</sup> それは、「ガリチのすべ  
ての零落についてよく知り、彼らの嘆願に耳  
を傾けることで (о всем Галицком разоренье  
было ведомо, и выслушав от них челобитья,)、  
神の慈悲により、またツァーリである余の配  
慮によって、わが国のすべての人々が平穩  
に、また喜びのうちに暮らせるように、すべ  
ての良き結果を求めて語り、方策を講じる  
ことを始められるように (учинили (учали)  
бы есмь, прося у Бога милости, говорить и  
промышлять об них ко всему добру, чтобы все  
люди нашего государства, Божью милостью,  
нашим царским призьнем жили в покое и в  
радости.)」であった。<sup>87)</sup>

さらにもう一つ注意しておきたいのは、サ  
ボールの審議の場で草案の一部が修正された  
事項があるという点である。このことに注目  
したのが、П. П. スミルノーフであった。彼  
によれば、モスクワに逃れている者たちの探  
索について、政府の草案では「モスクワ後背  
地や辺境地域の諸都市からやって来たポサー  
ド民」がその対象であったが、サボールの決  
定では、これが「地方諸都市のポサード民が  
モスクワの街に住んでいるならば」と修正さ  
れ、モスクワ後背地という広範な地域が対象  
外とされた。これは、スミルノーフによれ  
ば、政府草案の役所的・財政的な一面的観  
点を否定して、勤務人たちが、モスクワ後背  
地や沿海地方、ニズ地方などの利害を主張した

結果であった。<sup>88)</sup> スミルノーフは、このゼ  
ムスキー・サボールを、士族や小士族の利害  
にある程度配慮したものであったと考えてい  
るのである。またチェレプニーンは、零落を  
理由に免税を求めた嘆願や、都市に居住地を  
移したり、強者たちの託身者となって税を免  
れている人々の存在、そしてその人々の分  
まで税を負担せねばならない担税民らの嘆  
願書には、強者たちに対する彼らの強い不  
満と、ツァーリに保護を求める切実な要  
望が込められているとして、そこに社会  
矛盾の深まりをみている。<sup>89)</sup> そのう  
えでチェレプニーンは、「サボールは、諸  
身分の要求が検討される場となった。」と  
総括的に評している。彼によれば、動乱  
からこの時期まで、農民・カザークの階  
級運動が現実的な危険であったため、支  
配階級を構成する諸グループは、内部の  
不一致を後回しにしてこれに対処しなけ  
ればならなかった。しかし、ひとまず危  
険が去った1619年のサボールでは、支  
配階級内部の対立、例えば、修道院や有  
力貴族のような大領主と、士族・小士族  
などの中小領主の対立が表面化すること  
になり、後者の利害にかかわる問題が  
審議されるようになったというのである。  
<sup>90)</sup> しかし、チェレプニーン  
のこのような説明は、17世紀前半のロシ  
アの歴史状況を、19世紀以来の西欧の  
階級闘争史研究の一般的な図式にはめ  
込むものであり、歴史的な理解として  
適切ではないように思われる。もちろん  
階級闘争はあったであろうが、その実  
態はもう少し複雑な様相を呈していた  
と考えねばならないだろう。<sup>91)</sup>

問題を整理するために、ここでこれまでの  
政治史を振り返ってみよう。私見によれ  
ば、1613年と1619年が、政治史におけ  
る転換点で

あった。1613年に新たなツァーリが選出されたことで、国内的には、中央権力にひとまず権威が付与された。次の課題は、それが実質的な権力を身にまとうことであり、対外的にも自らの権威を認めさせることであった。しかし、前述したように、諸外国との戦争を継続しつつ、飢饉や戦乱で生まれた放浪の民を含む「悪党」とも戦わなければならなかったから、政府を取り巻く状況は相変わらず厳しく、当面の危機を乗り切るためには、急ごしらえの、いわば「戦時体制」をつくらなければならなかった。この動向がはっきりと表れたのが、1616年のゼムスキー・サポールであった。その後、スウェーデンとは講和条約を、ポーランドとは休戦条約を締結したことで、1618年末までにはミハイール政府の危機はひとまず去った。そこで次の課題は、国家の再構築と国内の整備であり、その出発点となったのが1619年のゼムスキー・サポールであった。このサポールは、政府の提案する国家再建計画を審議する場であったが、もとよりそれは、社会の側の不満や要求にも応えなければならなかった。そして、残されている記録による限り、このサポールは、国家再建の方向性に関して、主要な社会層をそれぞれ多少なりとも満足させるものであったと思われる。その結果、政府はこれまでどおり貴族会議を主な権力基盤としつつ、逼迫する財政の立て直しにはゴスチを筆頭とする特権的な商人と富裕なボサード民に頼り、軍事的には士族・小士族に銃兵やカザークを加えた中・下級勤務人に依拠することができた。しかしそれには保障が必要であったから、政府が勤務人の利害を重視しなければならなかったのは当然である。疲弊した社会を抱えるロシア

といえども、この事情を無視することはできなかった。したがって、政府の諸政策は厳しい政治環境を乗り切るためのもっとも現実的な、しかしほとんど選択の余地のないものとして打ち出されたと思われる。こう考えると、上述の政策を、例えばチェレプニーンのように、フィラレートの「絶対主義的志向」から説明することが妥当かどうかは検討の余地がある。<sup>92)</sup> ここでの絶対主義の意味内容について、チェレプニーンには説明がない。おそらく、マルクス主義の古典的な理解に沿っているのであろう。しかし、少なくともこの時期のフィラレートにとって、士族・小士族や商人たちは、「戦時体制」の迅速な確立という避けて通れない政策の対象として扱われたにすぎなかったように思われる。フィラレートの政治全般に「絶対主義的志向」があったかどうかは、ここでは主要な問題ではない。主要なのは、当時のロシア政府には、政策選択の余地がおそらくごくわずかしかなかったという現実である。

さて、1619年には、もう一度、ゼムスキー・サポールが計画されていた。ウースチュジナの地方長官に、代表者の選出とモスクワ派遣を指示した9月9日付のツァーリの文書が残されているので、これは確かである。「ツァーリにして大公ミハイール・フォードロヴィチからウースチュジナの地方長官フォードル・グリゴリエヴィチ・ブトゥルリンへの、選出された者たちをニコライの日までにモスクワに派遣することについての7128年9月9日の文書」がそれである。<sup>93)</sup> しかし、このサポールが実際に開催されたことを確認できる史料は存在しない。実のところ、政府の当初の計画では、選出された者

たちは至聖生神女庇護祭の日（10月1日）にモスクワに出頭するように指示されていたのであるが、ツァーリの巡礼を理由に、その期日が聖ニコライの日（12月6日）に延期されたのである：「全ルーシのツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチからウースチュジナの余の地方長官フョードル・グリゴリエヴィチ・ブトゥルリーンへ。この文書に先立って、余から汝へ文書が送達されており、聖職者から1人ないし2人を、小士族およびポサード民から、善き者で、分別があって、侮辱や暴力や零落について語ることできる者を2人ずつ選出することが命じられていた（Писано от нас к тебе напред сего, а велено выбрать из духовнаго чину человека или двух, а из детей боярских и из посадских людей по два человека добрых и разумных, которые б умели рассказать обиды и насильства и раззорение.）。而して、彼らに被選出者名簿を持たせて、本年128年の至聖生神女庇護祭の日までに、モスクワに派遣するように命じられていた。而して、いま、大君である余は、約定を守って、ヤロスラヴリ、コストロマー、ウーンジャに巡礼の旅に出かけている。而して、ツァーリたる余のモスクワ帰還は至聖生神女庇護祭のあとになるであろう（А к Москве наш царский приход будет после Покрова.）。それゆえ、余のこの文書が汝のもとに届いたならば、汝は選ばれた者たちに、至聖生神女庇護祭の日までにモスクワにやって来るのではなく、最初の手はずに沿って、ニコライの日までに遅滞なくモスクワに到着するように、伝えねばならない（И как к тебе сия наша грамота придет, и ты б тем выборным людям сказал, чтоб они к сроку

к Покрову Пресвятыя Богородицы к Москве не ездили, а, были б они по первому пути к Николину дню для того чтоб им на Москве волокиты не было.）。7128年9月9日、モスクワにて記される」。<sup>94)</sup>しかし、すでに述べたように、召集を大幅に延期したにも拘わらず、このサポールが開催されたことを確認できる史料はない。開催されなかった可能性もちろんあるが、国内・国外の種々の問題に対処するために、1619年から1622年までのどこかでゼムスキー・サポールが召集されたと考える研究者は少なくない。<sup>95)</sup>しかしチュレプニーンは、こうした考えは仮説にすぎず、「その真実性は少しも根拠づけられていない」として否定的である。彼によれば、フィラレートは、その「絶対主義的志向」により「全土の協議（《совета всей земли》）」を望まず、重要な国内政策でゼムスキー・サポールを召集することはなかったのである。<sup>96)</sup>しかし、サポールが開催されなかった理由としてフィラレートの政治的志向を挙げるのが適切かどうか、やはり議論の余地がある。ゼムスキー・サポールの開催が、彼の言う「絶対主義的志向」の妨げになると主張する根拠がそもそも分明ではないし、ゼムスキー・サポールが開催されなかった理由は他にも考えられるからである。例えば、1617年の五分の一税徴収のときと同じ理由、つまり当該案件そのものはすでに審議・承認済みであったから、今回は直接関係する代表者のみが実務的に召集されたと理解することも可能だからである。いずれにせよ、中央政府と地方社会との対話に関心がある小稿にとって、各地の事情を聴取し、種々の案件や不満を処理することが政府の目的であったとすれば、それは必ずしもゼムス



キー・サポールという形式を要求するものではなかったということが重要である。これについては、次の1620年のところでもう一度考えてみたい。ただ、ゼムスキー・サポールを召集するか否か、またどういう人々を召集するかは、もっぱら政府の判断にかかっていたらしいということはここから確認できる。このように考えると、「ツァーリの意志によらずに召集されたサポールは一つもない」、あるいは「人民自身が……ゼムスキー・サポールを要求したことは決してなかった」というИ. Д.ベリヤーエフの発言には、それなりの根拠があったというべきであろう。もっとも、彼はここにロシアの人民の伝統をみようとしているのであるが。<sup>97)</sup>

## 2. 1620年

続く1620年については、ゼムスキー・サポールの召集について語っている史料は存在しない。次に確認されるゼムスキー・サポールは、1621年10月のものである。しかし上述のように、これ以前のいずれかの時期に、国内問題を処理するためにゼムスキー・サポールが召集されたと考える研究者は少なくない。いずれにしても、中央と地方の対話・交流に関心があるわれわれにとっては、たとえゼムスキー・サポールの形式ではなくても、中央と地方の意志疎通に関わりのある事象には注意せねばならない。この点で見逃せないのは、ベリヤーエフが注目していた史料で、「全ルーシのツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチから、ムーロムの掌院、典院、長司祭、司祭、輔祭、士族、小士族、郡長老、宣誓役人、ポサード民、郡住民およびあらゆる人々」宛に発給された1620

年8月10日付のツァーリの文書である。<sup>98)</sup> その内容は、表題「地方長官と官署役人が暴力と収賄を慎むべきこと、而して、住民たちは彼らに扶持、賄賂その他のものを与えないようにすべきことを命ずる (чтобы воеводы и приказные люди воздержались от насильства и взяток, а жители не давали им кормов, посулов и проч.) ムーロム宛のツァーリの文書」によって明瞭である。そこでは、地方長官と官署役人の種々の横暴な振る舞いと職権濫用、そのために人々が被っている難儀について率直に指摘されている：「諸都市において、地方長官と官署役人が、余のあらゆる案件を余の布令によらずに処理していること (что в городех воеводы и приказные люди наши всякие дела делают не по нашему указу,)、また、修道士、勤務人、ポサード民、郡の住人、通りすがりのあらゆる人々に暴力をふるい、損害を与え、大なるゆすりを働いていること (и монастырям и служилым и посадским и уездным и проезжим всяким людям чинят насильства и убытки и продажи великие,)、また多くの賄賂と贈物と扶持を徴収していること (и посулы и поминки и кормы емлют многие:)、これらのことが余の知るところとなった (Ведомо нам учинилось,)」。<sup>99)</sup> そこで、ツァーリは「このことについて総主教と協議し、ポヤールとともに」地方長官と官署役人に、布令にしたがって案件を処理すること、上述の種々の悪行をやめること、また掌院以下の人々には上述の行為に加担するのを禁じること、などを指示した文書を送達することを決定したのである。<sup>100)</sup> この文書の特徴は、その内容と宛先にある。それは聖職者と中級勤務人およびポサードと郡の全住民宛になっ

ている。まず、「……が余の知るところとなった」という文書の書き出しから、あるいは、挙げられている地方権力の暴力と職権濫用の内容が具体的で、あたかもリストのように列挙されているところなどから判断して、この文書が嘆願書に対する回答であることはほぼ間違いない。嘆願書に対する回答を記録する際には、提出された嘆願書の内容が逐一繰り返されるのが通例だからである。とすれば、これに先んじて提出された嘆願書が、ここで宛先とされている人々の連名で行われたことも確かである。つまり、地方権力者のあまりにひどい暴力と職権濫用に耐えきれなくなった一般信徒たちに懇願されて、在地の聖職者が、幅広い地域住民、ベリヤーエフの言葉を借りれば地方団体（местные земщины）を代表するかたちで、地方権力者による数々の圧迫行為を具体的に列挙した嘆願書を提出して、中央政府の介入を求めたということであろう。また、地方権力者による圧迫行為は、程度の差こそあれ珍しいものではなかったと思われるから、この種のツァーリ文書がムーロム以外の諸都市にも送達されていた可能性を否定しきれない。ベリヤーエフは、この文書を、ゼムスキー・サポールに召集された人々からの聴取の結果であるとみているが、<sup>101)</sup>それは証明されていない。それでも、繰り返し行われたゼムスキー・サポールへの代表者の派遣が、中央政府に対する地方社会の積極的な自己主張を促進し、それが、従来からあった嘆願書の提出という形態と結合して中央政府を動かしている可能性は否定できないだろう。小稿の筆者は、前稿において、17世紀のゼムスキー・サポールは、貴族会議と聖職者会議に主導される会議体という16世紀以来の

性格に加えて、動乱のあとに現れた性格、つまり異なった利害をもつ種々の地方勢力が首都を舞台にさまざまな運動を展開する運動体という性格を同時に持っていたことを指摘した。<sup>102)</sup>ゼムスキー・サポールは、中央からの一方的な要求に忠実に応えるだけのものではなく、ときには嘆願書の提出とも一体となって、中央政府に圧力をかける地方社会の政治的な手段ともなっていたのである。そして中央政府もまた、そのような地方社会の動きを受けて、地方統治への介入を強めたことが予想される。

### 3. 1621年

さて、1619年夏のあとに確認されるゼムスキー・サポールは、1621年10月12日に召集された。このサポールについてはよく研究されているが、B. H. フローリャは、これまでの諸研究について二つの問題点を指摘している。<sup>103)</sup>一つは、史料の扱いに関連する。このサポールの記録が補任官署に残されていて、ゴチエーによって公刊されているが、<sup>104)</sup>それは、サポール参集者の構成についての情報、冒頭に読みあげられたツァーリの演説、これに対する各位階保持者たちの返答、そして最終的な決定まで、基本的で重要な情報がほぼ完全にそろっている。したがって、1621年のサポールの研究者のほとんどがこれに依拠してきたし、19世紀の研究者は、これをオリジナルのサポール史料であると理解していた。しかし、フローリャによれば、この記録はサポールの終了後に補任官署において整理・編集されたものであって、当該サポールのオリジナル史料ではない。<sup>105)</sup>もう一つの問題点は、これまでの諸研究がもっぱら前述の記録の分析に集

中して、このサボールの前史に関心が払われることがほとんどなかったという点である。<sup>106)</sup>しかし、「これらの諸要素の解明なしに、1621年のサボールの実際上の意味、国家権力と諸身分の代表者たちの相互関係の歴史の中におけるその位置付けについて判断することは、おそらく困難である」というフローリャの意見は傾聴に値するし、1621年のサボールが、身分代表の歴史の転換期にあっていることに注意を促す彼の発言もまた重要である。というも、1613年からほとんど休みなく活動してきたゼムスキー・サボールが、1621年のサボールのあとおよそ10年間、召集されなくなるからである。<sup>107)</sup>

では、フローリャは、1621年のサボールについて、どのように考えているのであろうか。彼によれば、使節官署のフォンドにこのサボールに関する巻物が残されていて、これが前述した二つの課題の解明に非常に有益なのである。そこで、以下では、使節官署の未刊行史料に依拠したフローリャの叙述を追いながら、1621年のゼムスキー・サボールがどのような性格をもつものであったのか考えてみよう。フローリャの考察は、国際情勢を数年さかのぼって検討するところから始められる。

まず、17世紀初めの段階で、ロシアを取り巻く国際情勢は、次のようなものであった。デウリノ休戦条約にも拘わらず、ポーランド(ジェチポスポリタ、ポーランド・リトアニア)とロシアとの間には、軋轢が絶えなかった。ポーランド王の息子ウワディスワフが、ロシアの一部勢力によって1610年にツァーリに選出されたという事実を根拠にロシアの帝位請求権を主張しており、リトアニアのマグナー

トたちによる西方境界地域への介入も、これによって正当化されていた。ポーランドとのこのような緊張状態が、この時期のロシアの外交政策全体を大きく規定していた。一方、ポーランドにも不安定要因があった。モルドヴァに対する関係をめぐっては、ツェツォラの戦い(1620年10月)でオスマン朝に敗れてドネストルで緊張が高まっただけではなく、1621年冬にはスウェーデンとの休戦期間が満了した結果、西方の沿バルト地域でグスタフ・アドルフの軍事行動が始まっていたからである。<sup>108)</sup>

この状況で、反ポーランド勢力がロシアに接近してきた。同年6月に、クリミア・ハンの使節がモスクワを訪れ、クリミアとオスマン朝がポーランドへの大規模な侵攻を予定しており、ロシアもともに戦端を開くようにと促した。ロシアからみれば、この提案の主導者は、クリミアではなくオスマン朝のスルタンであった。対応したドゥーマ書記官И. Т. グラーモチンは、ロシアにとって「いまは、ポーランド王に兵を差し向けるときではない」としてこれを拒否した。もっとも、政府はこの提案を無視したわけではなく、7月初めには、「リトアニア問題」をめぐってツァーリと総主教の会談がもたれた。そこでは、ロシアとポーランドの関係が緊張していることで認識が一致するとともに、スルタンからの提案とスウェーデンの軍事行動についても注意が払われた。その結果、「いまや君主は、(開戦の)時期に配慮すべきである」とされた。しかし、実際に下された結論は戦争の準備命令ではなく、リトアニアの議会貴族たち(паны-рады)に使節を送り、不正に対して善処方を求めるというものであった。つま

り、有利な国際情勢を、戦争にではなく外交交渉に利用しようとしたのである。この線に沿ったポーランドとの予備交渉が9月に始められ、使節の派遣も決まっていたが、9月29日になって使節の派遣が突然延期された。その公式の理由は使節の病気であったが、これはおそらく口実であって、本当の理由がオスマン朝からの新たな提案にあったことはほぼ間違いない。<sup>109)</sup>

9月後半にモスクワを訪れたオスマン朝のスルタン、オスマンの使節は、オスマン朝と歩調を合わせてポーランドと戦端を開くようにロシアに促す提案をもたらした。このとき会談に臨んだフィラレートと使節官署書記И. Т. グラーモチンに対して、使節は、リトアニアが占領しているスモレンスクその他の西方諸都市のすべてを、ツァーリに引き渡すことを提案した。<sup>110)</sup> 政府が、先の使節の出発を急遽延期したのは、この提案を受けたからであろう。そして、10月6日にオスマンの使節に手交されたスルタン宛ての返書では、ロシアとポーランドの間には休戦条約があることを伝える一方で、相手の側から平和が破られた場合には協力する用意がある旨が告げられていた。オスマン朝に対するこの返書により、ポーランドに派遣する使節の性格が変化した。当初の派遣は、有利な国際情勢を外交交渉に利用しようとしていたのであるから、仮に目的が果たされなくても何ら深刻な事態を招くものではなかった。しかし、この返書によって、ポーランドが要求を拒否したときには、オスマン朝から約束の履行を迫られる可能性が生まれたからである。その意味で、10月9日にツァーリと総主教が協議し、この場でゼムスキー・サポールを早急に召集するこ

とが決定されたのは、結果に責任を負う決意のなかった政府が、諸身分の権威に頼ろうとしていたことを意味する。これは、国家生活におけるゼムスキー・サポールの大きな意義を証言する。しかし同時に、政府が必要としていたのは、サポールが召集された事情について諸身分に周知することと、事前の協議ですでに下されていた決定について、諸身分の同意を得ることであった。例えば、1616年のゼムスキー・サポールでは、スウェーデンとの講和条件について選択肢が提示されて議論されたが、今回はそのようなことがなかった。フィラレート政府は、サポールの権威に訴えつつ、政治方針の決定においてはその実際上の役割を制限しようとしていた。<sup>111)</sup>

ここまで、ゼムスキー・サポールを召集するにいたった事情を国際関係から説明してきたフローリャは、次に、使節官署の史料と補任官署の記録の二つを比較して、後者はオリジナル史料にかなり手が加えられたものであることを明らかにして、これまで述べてきた主張をさらに詳述する。10月9日のツァーリと総主教との協議の結果、二つの命令が出された。一つは、サポールの場で諸身分の代表に向けて行われる政府の訴え、つまりツァーリ演説の草稿を準備すること、いま一つは、サポールの召集日の決定であった。後者について、「陛下は、サポールを10月12日に開催すべし、と命じられた」。<sup>112)</sup> わずか3日後の召集である。この短期間で、地方の士族やボサード民の代表者を選出するのは困難であった。<sup>113)</sup> ミハイール統治の最初の10年間、ゼムスキー・サポールの構成員が3年間の任期を持っていたという説は正当であり、<sup>114)</sup> この場合も、おそらく1619年のサポールに選出されていた代

表者たちのうち、このときに何らかの理由でモスクワに滞在していた者たちが召集されたのであろう。<sup>115)</sup>したがって、補任官署記録に記載されているあれこれの位階保持者の列挙<sup>116)</sup>には疑いがわく。第二に、サボール召集のこの性急さによって、フィラレート政府がこのサボールに期待していたのは、すでに決められている結論を承認することだけであったことがわかる。ここには、身分代表と審議するという志向はなかった。

次にフローリャは、ツァーリの演説に話を移す。使節官署の巻物に残された演説のテキストは、官署の通常の手書とは異なる達筆の大きな文字で書かれた、ほとんど訂正箇所のない清書された写しである。ちなみに、1634年のツァーリ演説のテキストを校訂したチェレブニンは、それについて、「サボールまでに、サボールのために準備され、サボール後に編集された草稿である」と述べている。<sup>117)</sup>用意されていたテキストは、10月12日のサボールの場で読み上げられた：「この日、君主と至聖なる総主教が、大多面宮でのサボールに出席された。而して、サボールには、聖職者、ボヤールたち、あらゆる位階保持者たちが出席した。而して、サボールで語られたことは、以下に書きとめられる」。<sup>118)</sup>この演説のテキストを補任官署の記録と比較すると、テキストが補任官署記録に収載される際に、種々の修正が加えられたことがわかる。

まず、省略されている箇所がある。例えば、17世紀初頭からデウリノ条約に至るまでのロシアとポーランドの関係史を述べた件のほとんどが削除されている。また、演説のテキストでは、独立を守るために立ちあがったロシアの広範な社会層の戦いを高く評価すること

に力点が置かれているが、<sup>119)</sup>これも省かれている。あるいはまた、デウリノ以後のポーランドによる繰り返しの違反行為と、それに対するロシアからの是正要求の拒否に関する具体的な事例の長大な叙述も省かれている。これらは、演説の結びの部分でも述べられているからであろう。また、ポーランドとの戦争を視野に入れたときに想定される同盟関係について触れた部分では、多くの事柄が削除されている。例えば、ツェツォラでのポーランド軍の壊滅とその後のホチム戦争の経過、サボール召集時にスウェーデン軍がリガ城下で軍事行動をとっていたことなどの事実は、サボールでは参加者に知らされていたが、補任官署の記録ではすべて省かれている。<sup>120)</sup>一方、演説の草稿には存在しない記述が補足されている場合もある。具体的には、ポーランドと議会貴族が不法行為をやめないなら報復するという警告の部分で、その正当性を補足した叙述が加筆されている。<sup>121)</sup>

ツァーリの演説に関する二つの史料について最後にあげるべき相違点は、ツァーリのミハイールとその父である総主教の扱いである。サボールに向けられた演説は、あたかも君主が二人いるかのように、ツァーリと総主教の二人の名前で構成されているが、演説の中ではモスクワ国家の頂点に立つのはただ一人、ツァーリ、ミハイールのみである。一方、補任官署の記録では、いずれの場合も、二人の「大君」つまりツァーリと総主教の名が挙げられている。<sup>122)</sup>

こういうわけで、参集者を前にしたツァーリの演説は、単なる形式にとどまるものではなく、当時の国際情勢についてまったく率直に語っていて、聴衆に対する働きかけを強め



るために努力を傾注していた。演説の結びは、ツァーリの「決意」を表明することで終わっている：もし、リトアニア議会の貴族たちが、ロシア側の正当な要求を認めるのを拒否するなら、ツァーリは「このような不正を見て……、これ以上辛抱することは不可能であり、神の助けを得て、君主自らの尊厳と自らの国家のために、ポーランド王に対抗して立ち上がり、彼の不正に報復するつもりである（видечи такие неправды ... больше того терпети невозможно и з божьею помощью за свою государскую честь и за государство свое против полсково короля стояти и неправды его мстити хочет)」。<sup>123)</sup> このような終わり方をする演説は、前にも後にも例がない。1616年のサポールでは、スウェーデンとの講和交渉について、いかなる姿勢で臨むべきかを諸身分に問うていたし、1642年のサポールではドン・カザークによるアゾフ支配権の献呈を受け容れるべきか否かを問い、さらに1651年のサポールでは、ヤン・カジミューシュと貴族たちが要求をのまない場合、いかにすべきか、その回答を求めた。これに対して、1621年のサポールでは、すでに決定されていた結論を諸身分代表に提示し、彼らにはそれを承認することだけが求められた。そのため、諸身分に提供された情報も、提案された原案を承認させるのに必要な範囲に限定されていた。例えば、オスマンの使節に対して、サポールの直前に、オスマン朝に協力して参戦する可能性を示唆したことについて演説は沈黙している。

こうして、論文の前半では1621年ゼムスキー・サポールの前史としての国際関係について考察し、その後半ではツァーリの演説に

関連して、使節官署の巻物に残された記述と補任官署の記録の文言を比較検討してきたフローリャは、これまでの考察を次のようにまとめている。1621年のサポールについては補任官署の記録で伝えられてきたが、それは1621年のサポールの記録ではなく、サポールの活動が終わった後の政府の政策の史料とみるべきものである。<sup>124)</sup>

ツァーリの演説に対する諸身分の反応については、補任官署記録によってしか伝えられていない。そこでは、ポーランドに使節を送ること、政府が必要と判断したときには開戦に踏み切る全権を政府に与えた。同じことが、ツァーリ演説のテキストにも小さな文字で書きこまれている：「サポールで、聖職者、ボヤール、あらゆる位階保持者たちが次のように語った：神のご意志によって、陛下とその父、大君にして至聖なる総主教が……議会貴族が自らの不正を改めるようにリトアニアに急使を送ることをお望みになり、しかるに彼らがそれを改めようとせず、さらに同じことを続けるなら、もはやそれに耐えることはできない（коли они, государи, изволили послать в Литву гонца, чтоб пань-рада в своих неправдах исправилась, а только они не исправятца и болши того и терпеть ... никак не возможно)」。<sup>125)</sup> こうして政府は、国内的には、サポールの召集によって国家のすべての人々の承諾を得たという形式を獲得できたのである。

では、サポール召集の事実は、対外的にはどのように扱われたのであろうか。この扱いをみることで、サポールという制度に対するフィラレート政府の姿勢を窺うことができる。サポールの召集は、第一に、政府の決定

にロシア全体の関与という性格を付け加えた。これはとりわけ、ポーランド・リトアニアに対する最後通告ともいべき文書において意味を持った：もし、ポーランド・リトアニア政府によって許されている「不正」が正されないなら、そのときは、「われらは汝らに最後の通告をおこなうであろう（мы вам объявляем последнюю меру,）。われら、ツァーリ陛下のボヤールとモスクワ国家のすべての者たちは、汝らの不正をこれ以上耐えることができず（что мы, царского величества бояре и все люди Московского государства, за ваши неправды болши того терпети не будем）、われらの偉大な君主の尊厳と……わが祖国と国土を守るために立ちあがり（и за честь великого государя нашего ... и за свое отечество и земли стояти）、慈悲深い神の助けをもって汝らの不正を懲らしめるであろう（и неправды ваши мстити будем, колко милосердый бог помочи подаст）」。<sup>126)</sup>しかし、この文書では、「モスクワ国家のすべての者たち」という表現がとられており、サボール召集の事実は伏せられている。また、オスマン朝の使節との外交交渉の場では、サボール召集の事実は伝えられたものの、そのサボールは、聖職者会議と貴族会議との通常の会議つまりドゥーマとされており、他の位階の代表者たちの召集には触れられなかった。のみならず、スルタン宛の文書では、このドゥーマの関与さえも記されていない：「そこで、大君である余は、余の父と……について協議し、わがボヤールたちに対し、議会貴族たちにわが急使を送るように命じた（И мы, великий государь, советовав о том с отцом нашим ... указали бояром нашим

послати к паном-радам от себя гонца)」。<sup>127)</sup>

以上の検討から、フローリャは次のように結論する。フィラレート政府は、外交交渉の場では、モスクワ国家の「すべての人々」にその政策が支えられているという事実を背景に交渉に臨んだが、外交文書にゼムスキー・サボール召集の事実を記述することはなく、「すべての人々」の関与についても沈黙を通じた。

1621年のゼムスキー・サボールについて、上で紹介してきたフローリャの考察に小稿の筆者が付け加えることは何もないが、小稿の筆者なりの理解で要点を整理すれば、次のようになる。ロシアは、デウリノ以後のポーランド・リトアニアの対応に強い不満を持っており、休戦期間が終われば再び戦争になることを十分想定していたと思われるが、未だ安定しない国内事情を考えると、直ちに戦争を始める考えはなかった。クリミアから同盟を結んでの開戦を打診されたときにも、有利な国際情勢を、戦争にではなく外交交渉に利用するという抑制的な姿勢であった。しかし、オスマン朝からポーランドとの共同の戦争を持ちかけられると、外交交渉を基本にするという姿勢が変わりはなかったものの、ポーランド側の対応いかんによっては早期の開戦の用意があるとオスマン朝に示唆した。このことによって、状況が変わった。たしかに国際情勢は有利ではあったが、この方針転換によって、ロシアはオスマン朝との約束に拘束されることになり、これまで持っていた外交上のフリーハンドを失うことになったからである。したがって、ロシアも、オスマン朝の出方いかんによっては国際情勢が急展開することを想定せねばならず、ゼムスキー・

サボールの早期の召集はこのような事態に備えるためにも必要であったろう。とはいえ、わずか3日では諸身分代表者の多数を召集するのは不可能であり、実際には、フローリヤの指摘するとおり、1619年のゼムスキー・サボールのために選出されて、そのときモスクワに滞在していた代表者のみが召集されたと考えられる。したがって、諸身分の代表者を網羅したように書かれている補任官署記録の出席者リストには作為の可能性があり、この性急な召集が、史料による限り、何らの特別の措置をとることなく行われていることから、サボールの召集に関する諸権限は、基本的には政府の手中にあったという事実を改めて確認できる。そうであれば、サボールの性急な召集について、フローリヤのように、問題がゼムスキー・サボールで審議されることを政府がそもそも望んでおらず、提案を承認させることにのみ関心があったと考えることもできる。しかし、そうではなく、ただ単に召集を急がなければならなかったからという現実的な可能性も否定できない。すでに述べたように、外交上のフリーハンドを失った以上、政府としては、事態が急展開しても対応できるように、少なくとも国内的には政策決定の全権を早めに得ておく必要に迫られていたと考えられるからである。その意味で、フローリヤのように、この事例から、フィラレート政府が政治問題の決定におけるゼムスキー・サボールの「実際の役割の制限を志向していた」と一般的な評価を下すのは、やや性急ではないかという印象を受ける。<sup>128)</sup> チェレプニンにもみられたことであるが、政府の動向を説明するとき、フィラレートの政治的な志向を持ち出すことが妥当であるかどうか

か、慎重に検討してみる必要がある。というのも、たびかさなる是正要求にも拘わらず、ポーランド・リトアニア側の条約違反がいつこうに後を絶たないというのがロシア側の言い分で、その主張の正当性がどうあれ、ロシア人の間ではポーランド・リトアニアに対する不満が高まっていたと想像できるからである。したがって、デウリノ条約の期限満了とともに、ポーランドとの戦闘は避けられないという認識が、ロシアの諸階層にすでに幅広く共有されていた可能性を否定しきれない。もしそうだとすれば、実質的な審議を忌避するまでもなく、ポーランドとの早期の戦闘再開もありうるという自らの提案が、最終的には承認されるという見通しが政府にはあったであろう。政府の影響力の強いモスクワ在住者に対象を絞れば、おそらくその可能性はさらに高まる。政府にも判断がつかかねていた1616年のスウェーデン問題の審議から5年余りたち、ロシアにとって有利な方向に展開していたこの間の国際情勢の変化が、国内各階層のポーランドに対する敵意をいっそう煽り、開戦を待望する雰囲気醸成していた可能性を見逃すべきではない。それでも、演説の中でツァーリと総主教が、現在の情勢はロシアにとって有利であり、それが変化しないうちにこれを利用すべきであること、そうしなければ事態はいっそう悪くなるであろうと、諸身分の早い決断を促すべく努めていることにも注意したい：「而して、ポーランド国王に対していま口をつぐむなら (А только Польскому Королю ныне смолчать)」、彼は「欲望が募って満足できなくなり…… (от недругов пооблегчает хоть и мало, …)、そのためになおいっそうモスクワ国家に対して

企みをめぐらし始め (и тогда и больше того учнет на Московское государство умышлять)、以前の悪事に倣ってあらゆる不法な悪事を企むであろう (и всякие неправды делати, по прежнему своему злему умыслу;)」。<sup>129)</sup> この件からは、ゼムスキー・サポールにおいて期待どおりの結果を得るためには、政府も参集者たちに命令するのではなく、それなりの熱意をもって説得に努めなければならなかったらしいことがわかる。何と云っても、戦争で実際に戦地に赴いて命をかけるのは、眼前にいる勤務人たちだったことを忘れてはならない。

さて、フローリャによる二つの史料の比較検討によって、演説の草稿が補任官署のいわば公式記録として編纂される際に、少なからぬ変更が加えられたことが明らかにされた。そもそも演説の草稿と公式記録とは、その目的を根本的に異にする。前者は、参集者の具体的な行動を呼び起こすことが目的で、そのためには参集者の心情に強く訴えかけることが欠かせない。これに対して後者は、政府の行動を記録するとともにその正当性を将来にわたって主張することが目的であり、そのためには演説の内容や審議の過程に、必要に応じて加筆・訂正し、目的に合致した叙述に整理することがむしろ不可欠であるとさえ言えよう。眼前の聴衆の心情に訴えるためには、具体的な事例を挙げるだけでなく、ときに琴線に触れる言葉でその意味するところを誇張することが必要であるが、事実経過と結論の正当性を提示することが重要であるのなら、それは必須ではない。例えば、ポーランドが西方と東方の二つの戦線で苦境に立たされていることは、参集者に開戦の決断を促すため

には有効であったろうが、ロシアの対応が、条約つまり法に則ったものであることを強調する際には適切ではなかったと思われる。

さて、サポールにおける審議の具体的な手順や内容は不明であるが、補任官署記録によれば、従来と同様、嘆願という形をとって、それぞれの身分ごとにその立場が表明された。聖職者は勝利を神に祈ると述べ、士族・小士族はポーランド・リトアニアと戦う準備をし、「命を惜しまない」と述べ、ゴスチと商人たちは「その財産に関わりなく、君主の財庫にできる限りの資金を援助すること」を約束した。<sup>130)</sup> チェレプニーンが指摘するように、「身分代表のいつもの型どおりの外交辞令的発言から、彼らの実際の気分を理解するのは難しい」が、「士族と小士族が、陛下が彼らに恩恵を施し、陛下の勤務を誰が果たすべきなのかを都市で審議するように (дворяне и дети боярские, чтоб Государи их пожаловали, велели их в городех разобрати, кому мочно их Государева служба служити,)、また士族と小士族はいかなる者であれ勤務を免除されることのないように (чтоб дворяне и дети боярские никаков человек в избылких не был.) 命令すること」を願い出ている事実は見逃せない。<sup>131)</sup> チェレプニーンの指摘するとおり、「これらの要求の背後には、勤務仲間における不和の存在、軍事義務配分の不均等性、自己の状態に対する一般の士族・小士族の不満が隠されている」とみることができ。<sup>132)</sup> さらに、サポールの決定を受けて、査閲 (разбор) のために各地にボヤール、士族、書記官を派遣するとともに、「(地方) 諸都市の士族、小士族、あらゆる勤務人は、陛下のための勤務の準備をし、馬を養い、備

蓄品を蓄えるように (и в городех бы дворяне и дети боярские и всякие служилые люди на Государеву службу были готовы, лошади кормили и запас пасли.)」という勤務人宛の命令書が諸都市に送達されることになった。<sup>133)</sup> こうして、1621年のゼムスキー・サポールは、ポーランドとロシアの関係を見直す契機となった。結局、このときは戦争には至らなかったが、サポールの決定に基づいて各地で戦争の準備が進められ、一時的にはあれ、動乱以後初めて、国を挙げて本格的な戦時体制の構築が進展したことは記憶しておく価値がある。しかも、同様の動きは翌1622年にも続いた。

#### 4. 1622年

1622年のゼムスキー・サポールに直接関係する史料はない。ただ、チェレプニンによれば、補任官署記録に1622年3月14日付のノヴゴロド宛の文書があり、その中にサポールについての言及がある。これは、1621年以後ポーランドに滞在した使節グリゴリー・ボルニャコフの証言と、ブリャンスクの国境警備にあっていた地方長官の報告からとられた新しい文書を要約したあとに続けて次のように述べている。「そして、大君たる余は、彼らのかくのごとき大いなる不法と尊大なる非難の言葉にもはや耐えることができない (И мы великий государь таких их великих неправд и укорительных слов болши того терпети не можем;)。わが父、モスクワおよび全ルーシの至聖なる総主教にして大君フィラレート・ニキチチと協議のうえ、サポールを開催して (учиня собор)、これについて府主教、大主教、主教および聖職者会議

と、またわがボヤールたち、ドゥーマ会議官、士族、および全モスクワ国家のあらゆる位階保持者たちに、大君たる余には、ポーランドの国王と議会貴族によるかくのごとき不法と多くの愚かしく、わが君主の名に対する大いなる辱めにもはや耐えることができないこと (о том митрополитом ... всяких чинов людем, что нам великому государю от полского короля и от панов рад таких неправд и многих грубостей и своему государьскому имени безчестье болши того терпети немочно,)、神のご加護をもって、君主たる余の名誉のために、わが国家のために、ポーランド王に対抗して立ち上がり、その不法に報復することを欲する (с божьею помочью за свою государьскую честь его мстити хотим,)、と語った。慈悲深き神が、われらをお助けくださいますように」。そのあとに、ツァーリの布令が続く。「そしてサポールとともに、余は、わがボヤールたちに、軍司令官たちに、すべての地方諸都市の士族、小士族、およびすべての勤務人たちに、余の勤務のためにただちに準備を行うべきこと、そして勤務に関する余の文書を待つべきこと……を命じた (И указали есмя с собору бояром нашим и воеводам и дворяном и детям боярским всех городов и всяким служилым людем быти на нашу службу готовым тотчас, а ожидати о службе наших грамот...)」。<sup>134)</sup> ボルニャコフがポーランドから帰国したのが2月2日、地方長官の書面は2月11日の日付になっており、当該文書がノヴゴロドに送達されたのが3月14日であるところから、チェレプニンは、サポールは1622年2月11日から3月14日の間に開催された、とする。<sup>135)</sup> ただ、サポー



ル代表者の意見については記録がない。チェレブニーンは、これは故意に記録から落とされたものであるとするが、これについては小稿の筆者には判断できない。しかし、サポールがもし召集されていたとすれば、その召集の目的についてのチェレブニーンの推論はおそらく正しい。彼によれば、このサポールの課題は、改めて開戦について同意を得ることではなかった。なぜなら、それは5か月ほど前の1621年10月にすでにサポール代表者によって承認されており、それについて改めて確認をとる必要はなかったと考えられるからである。したがって、このサポールの目的は、勤務人たちに事態が切迫して戦争が近づいていることを再認識させ、物心両面での準備を促すところにあったと言えよう。

### むすびにかえて

これまでの検討で、1616年から1622年までのおよそ7年間のゼムスキー・サポールの活動履歴の概要が明らかになった。開催が十分に確認できないもの、あるいは詳細がなおはっきりしないものもあるが、判明した限りでは、その機能・役割・性格などについて、次のようなことが言える。まず注目されるのは、当該期の最初の年の1616年と最後の時期である1621・22年のゼムスキー・サポールが、いずれも、ある種の「戦時体制」の構築を意図したものであったという事実である。このような事態は、ロシアのあらゆる階層にとって、深刻な重圧となったであろう。もちろん、ゼムスキー・サポールにはほかにも多くの役割・機能があったことはみたとおりである。それは、衰退した国家と社会を再建するための重要な一歩であったり、財政再建のための

新たな課税の承認であったり、また外交交渉の基本路線を決めるものであったり、ときには、かつての民会のように、首都防衛のための実戦部隊を組織することもあった。しかし、これらの活動がいずれも戦後処理、あるいは新たな戦争の遂行・継続を視野に入れたものであったことが共通している。この時期の何を、どのように研究しようとも、戦争という重圧が当該期ロシアの国家と社会を深く貫いていたことを、まず前提とする必要がある。それは、ときの政治指導者の政治的志向、あるいは個々の階級・階層の利害や思惑で左右できるようなものではなかったのである。

一方、ゼムスキー・サポールの構成については、残された史料から見る限り、種々の身分から召集される場合が多かったが、案件に関係の深い身分代表のみで構成される場合もあった。当時の史料から、これらの集会・会合が、相互に厳密に区別された扱いを受けていなかったらしいこともわかる。つまり、これらの集会・会合は、国家の運営において幾度となく重要な役割を果たしていたにも拘わらず、国制において明確な法的位置づけを得ていなかったのである。しかも、審議案件や審議形態、決定の方向性など、その活動の基本的な枠組みは、旧来の権力機関である貴族会議などによってあらかじめ定められていたし、そもそもその召集についても、政府の意向によって決定されていた。それでもゼムスキー・サポールが重要な役割を担い続けたのは、それが、この時期の政府にとってのみならず、諸身分にとっても必要かつ有益な制度であったからにほかならない。政府と諸身分の利害を一つに結びつけていたのは、いずれの側も強力な中央権力の確立を求めていたと

いう現実であった。ミハイールの時代のゼムスキー・サポールは、その前後の時代とは明らかに異なった意味を持っていたというのが一般的な理解であるが、このことを考えるときにも、中央権力との関係が一つの要点であることは明らかである。<sup>136)</sup>

これとの関連でひとこと付け加えておくと、いわゆる「不完全な」サポールのような事例を強調して、ゼムスキー・サポールの変質や衰退を語るのは、歴史的な評価としてはふさわしくない。こういう評価の多くは、西欧の身分制議会を理想化し、1613年のゼムスキー・サポールをそれに対応するものとして高く評価するところから出発している。例えば、E. Д.スタシェーフスキーは、1613-1619年のゼムスキー・サポールの召集状の文言を比較検討して、その段階的な衰退について論じた。彼は、選ばれた者たちは1613年には「あらゆることを（協議し）」、1616年には「在地の事情に通じている者たちと、まだ協議が行われた」が、1619年には「厳密に言えば、選ばれた者たちとの協議はなく、在地の必要性と嘆願の正当性を政府が問い合わせるといふ、より控えめで受身の役割が許された」だけであったとし、ゼムスキー・サポールが衰退に向かっていると評価した。<sup>137)</sup> これに対してチェレプニーンは、第一に、ここで挙げられたゼムスキー・サポールはそれぞれ性格を異にしており、それを考慮せず代表者の役割を比較することはできないこと、第二に、召集状の文言ではなく、身分代表の活動のリアルな結果を評価せねばならないことを主張した。<sup>138)</sup> 小稿の筆者は、チェレプニーンの指摘それ自体は適切であると考えますが、しかしその彼も、スタシェーフスキーと基本的に同

じ問題意識に立っている。それは、1619年のサポールで、身分代表が政府の草案の一部に修正を持ち込んだことをもって、「彼ら（諸身分代表）は十分に模範的であった」と評価していることに現れている。しかし小稿の筆者は、ミハイール統治期のゼムスキー・サポールの歴史的な意義は、その多様な活動と機能によって、十分な権威と権力を欠いていた政府を支え続けたところにあり、その背景には、「戦時体制」の構築が繰り返し求められたという事情があったと考える。そして、対外関係に強い「戦時体制」の継続的な構築がツァーリの主導と地方諸身分の協力によって進行する過程で、ツァーリの権力と権威がしだいに地方社会に浸透していったと思われる。しかし、この過程は、もちろん中央政府による一方的な働きかけによって進行したわけではない。そこでは、自らの社会的な役割の大きさを自覚した地方の種々の住民が具体的な要求を政府に対して積極的に提示し、それに応えるかたちで、中央権力による地方政治への介入も恒常的に行われていた。地方からの嘆願書の提出を受けて政府が対応するというのがその主要な回路であったと思われるが、間断なく行われたゼムスキー・サポールの召集が、その機会をさらに拡大したことも間違いない。中央と地方のこのような形式による対話・交流それ自体が、フィラレートの権力掌握と同時に進行した国家と社会の再建、中央政府の権力強化の一環をなすものであった。言うまでもなく、この「戦時体制」の継続と「絶対主義」とは、似て非なるものである。もとよりミハイールの時代には、その先の政治体制がどのようなものになるのか、未だははっきりしていなかった。それがし

だいにはっきりしてくるのは、次のツァーリ、アレクセイ（位1645-76）の時代であるが、その行き着く先がたとえ専制政治（ツァリズム）の確立であったとしても、それとの関連でゼムスキー・サポールをどう評価するかは、また別に検討すべき問題である。<sup>139)</sup>

いずれにせよ、政府権力の地方への浸透が多少なりとも進行すれば、その国内基盤はしだいに強化されていくであろう。1622年以降、ツァーリ権力を支えることを課題としていたゼムスキー・サポールが召集されなくなるという事実が、その予測を裏付ける。そのとき、ツァーリとフィラレートに残された課題はただ一つ、ポーランド王となったウワディスワフに帝位請求権を最終的に放棄させ、国際的にも自らの権力の正統性を認めさせることであった。この課題が果たされたのは、ポーランドとついに干戈を交えたスモレンスク戦争（1632-34）において、皮肉なことに、これまでの準備の甲斐もなく、思いもなかったであろう大敗を喫した1634年のことであった。<sup>140)</sup>そしてこのとき、総主教フィラレートはすでにこの世にいなかったのである。

## 註

- 1) 諸身分代表とは、ここでは、主としてゼムスキー・サポールのために地方社会から選出された人々を指す。具体的には、士族・小士族を中心とする中級勤務人、ゴスチと呼ばれる特権商人をはじめとする富裕な商工民その他からなっている。これらの区分は、国制上の法的地位を示す位階（чин）とも一部で重なり合っていた。なお、小稿では、ゼムスキー・サポールのために地方社会から選出された人々のことを「代表者」と表現するが、これはあくまでも便宜的なもの
- 2) 17世紀のゼムスキー・サポールの特徴については、拙稿「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争—ゼムスキー・サポールの歴史から—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第21号（2020年。以下、「ゼムスキー・サポール」と略記）参照。当時、サポールの語は種々の集会・会合の意味で用いられていた。しかし小稿では、サポールの語は、特に断らない限りゼムスキー・サポールの意味で用いる。なお、16世紀末—17世紀初頭の貴族会議の実態あるいはツァーリとの関係などについては、栗生沢猛夫『ボリス・ゴドノフと偽のドミトリー「動乱」時代のロシア』（山川出版社、1997年）60-172頁参照。また、ロシア史における貴族会議の位置付けに関する小稿の筆者の考えについては、拙稿「君主と貴族と社会統合 ロシアの場合」小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西 共和政の理念と現実』（山川出版社、2004年）85-103頁参照。
- 3) Черепнин Л. В. Земские соборы Русского государства в XVI-XVII вв. М., 1978, с.216.
- 4) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 220; Лихачев Н. П. Новые данные о земском соборе 1616 г. 《Русский исторический журнал》, кн. 8, Пг., 1922, с. 61.
- 5) ソリヴィチェゴーツク宛の文書については、Веселовский С. Б. Семь сборов запросных и пятинных денег в первые годы царствования Михаила Федоровича. М., 1908, № 53, с.164-165. トーチマの地方長官と書記官補宛の文書は二通ある。これは、地方長官らがツァーリの指定した期日までに、代表者を派遣しなかったからである。Там же, № 54-55, с.165-166. ペルミの場合も、トーチマの場合と同じ理由で文書が二度送られて

- いるが、最初の文書は公刊されていない。Акты, собранные в библиотеках и архивах Российской империи Археографического экспедициею имп. Академии наук (ААЭ), т. III, СПб., 1836, № 77, с. 111. См.: Латкин В. Н. Земские соборы древней Руси, их история и организация сравнительно с западноевропейскими представительными учреждениями. СПб., 1885, с. 155-156.— В дальнейшем: Земские соборы.
- 6) ААЭ, т. III, № 77, с. 111. См.: Латкин В. Н. Земские соборы, с.155-156.
  - 7) Черепнин Л. В. Указ соч., с. 221; Веселовский С. Б. Указ. соч., № 56, с.166-169.
  - 8) Лихачев Н. П. Указ. ст., с. 80.
  - 9) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 221-222.
  - 10) Лихачев Н. П. Указ. ст., с. 68-69.
  - 11) この演説について、リハチョーフは、内容的には「政府声明（правительственная декларация）である」と述べている。 Там же, с. 80.
  - 12) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 222.
  - 13) Лихачев Н. П. Указ. ст., с. 69.
  - 14) Там же, с. 70.
  - 15) Там же, с. 70-71.
  - 16) Там же, с. 72.
  - 17) Там же, с. 73-78.
  - 18) Там же, с. 73. なお、16-17世紀モスクワ国家の官署組織やその財政などについては、松木栄三・編訳『ピョートル前夜のロシア——亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』（彩流社、2003年）156-212頁および編訳者による「解説二—使節官署について」295-321頁参照。
  - 19) Лихачев Н. П. Указ. ст., с. 79.
  - 20) Там же, с. 79-80.
  - 21) 五分の一税については、拙稿「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争—五分の一税をめぐる—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第20号（2019年）参照。
  - 22) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 224.
  - 23) Там же.
  - 24) Беляев И. Д. Земские соборы на Руси. От Ивана Грозного до Екатерины Великой. Изд. 3-е. М., 2011 (Изд. 2-е. М., 1902.), с.34.
  - 25) Там же, с. 34, 48.
  - 26) Материалы для истории земских соборов XVII столетия (1619-20, 1648-49 и 1651 годов) Василия Латкина. СПб., 1884, с. 1. — В дальнейшем: Материалы В. Латкина.
  - 27) Беляев И. Д. Указ. соч., с. 34-35.
  - 28) このサポールに光をあてたのは、Г. А. Замятин Г. А. Два документа к истории земского собора 1616 г. 《Труды Воронежского гос. университета》, 1925, т. I. с. 299-310.
  - 29) Там же, с. 302, 307, 308.
  - 30) 出席者の記録におけるこれらの異同について、チェレブニーンは「身分グループと《位階》の定義に正確さが欠けていることは明らかである。」と評している。 Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 224, сн. 61.この事実は、当時の国家の混乱した状況の一端を示しているともいえよう。
  - 31) この間のスウェーデンとの和平交渉については、Замятин Г. А. Указ. ст., с. 299-301.
  - 32) Там же, с. 301.

- 33) Там же.
- 34) Там же, с. 299.
- 35) Там же, с. 299-300.
- 36) Там же, с.300.
- 37) Там же, с. 307.
- 38) Там же.
- 39) Там же, с. 302.
- 40) Там же, с. 308.
- 41) Соловьев С. М. Сочинения, кн. V. История России с древнейших времен, т. 9-10, М., 1990, с. 81-82.
- 42) Замятин Г. А. Указ. ст., с. 309-310.
- 43) Там же, с. 310.
- 44) Черепнин Л. В. Указ. соч., с.226.
- 45) Веселовский С. Б. Указ. соч., с. 64-65, № 61-63, с. 173-177.
- 46) Черепнин Л. В. Указ. соч., с.226.
- 47) Веселовский С. Б. Указ. соч., № 63, с. 176.
- 48) Латкин В. Н. Земские соборы, с. 201.
- 49) チェレブニンも、諸身分の会議の二つのタイプとして、1)「国家全体の会議」あるいは「ツァーリ陛下とその国家のすべての人々との対話」と2) 個別の身分代表者の「聴取」(《роспрос》) あるいは彼らとの「協議」(《совет》) の存在について指摘している。Черепнин Л. В. Указ. соч., с.227.後者の具体例として、彼は、英国王立商人団の代表ジョン・メリクが、ペルシャ貿易のためのヴォルガ川航行権、および中国貿易の経路としてのオビ川航行権を要求したときに、政府がゴスチを招いて意見を聴取した1617年6月の事例を挙げている。Там же, с. 226-227.
- 50) Веселовский С. Б. Указ. соч., № 66, с. 179; Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 227.
- 51) 一例として、Заозерский А. И. К вопросу о составе и значении земских соборов. 《Журнал Министерства народного просвещения》(《ЖМНП》) , 1909, № 6, с.328-329.
- 52) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 227.
- 53) Заозерский А. И. Указ. ст., с.329.
- 54) Собрание государственных грамот и договоров, хранящихся в государственной Коллегии иностранных дел (СГГД), т. III, М., 1822, №39, с.167-169.
- 55) Там же, №40, с.169-177.
- 56) Там же, № 40, с.169.
- 57) Там же, № 40, с.171-176; Загоскин Н. П. История права Московского государства, т. I.Казань, 1877, с. 251-252; Материалы В. Латкина, с.1.
- 58) СГГД, т. III, №40, с.169-170.
- 59) Там же, с. 170.
- 60) Там же, с. 170-171. 例えば、アルバート門には、司令官として大膳職ヴァシーリー・セミヨノヴィチ・クラークン公とイヴァーン・ペトローヴィチ・ザセーキン公が配属された。
- 61) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 228.
- 62) もっとも、ザゴースкинは、サボールがこの計画の策定を行ったとみている。Загоскин Н. П. Указ. соч., с. 251.
- 63) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 230.
- 64) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 232; Заозерский А. И. Указ. ст., с. 327.
- 65) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 231; Описание Государственного Разрядного архива, составленное Петром Ивановым. М., 1842, с. 298-301.



- 66) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 231.
- 67) ААЭ, т. III, № 105, с. 143.
- 68) Латкин В. Н. Земские соборы, с. 164-165; Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 231.
- 69) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 229-230.
- 70) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 232; Латкин В. Н. Земские соборы, с. 165.
- 71) ААЭ, т. III, № 105, с. 143-145.
- 72) СГГД, т. III, № 47, с.208-210.
- 73) Акты, относящиеся к истории земсктх соборов. Под ред. Ю. В. Готье. М., 1909, № VI, с. 20-22.— В дальнейшем:Ю. В. Готье. Акты.
- 74) ААЭ, т. III, № 105, с. 143.
- 75) ААЭ, т. III, № 105, с. 143. См.: СГГД, т. III, № 47, с. 208; Ю. В. Готье. Акты, № VI, с. 20.
- 76) ААЭ, т. III, № 105, с. 143. См.: СГГД, т. III, № 47, с.208-209; Ю. В. Готье. Акты, № VI, с. 20.
- 77) ААЭ, т. III, № 105, с.143-144. См.: СГГД, т. III, № 47, с.209; Ю. В. Готье. Акты, № VI, с. 20.
- 78) ААЭ, т. III, № 105, с.144. См.: СГГД, т. III, № 47, с.209; Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 20-21.以上の協議の大要については、Латкин В. Н. Земские соборы., с. 165.も参照。
- 79) Смирнов П. П. Посадские люли и их классовая борьба до середины XVII в., т. I, М.-Л., 1947, с. 362.
- 80) ААЭ, т. III, №105, с.144. См.:СГГД, т. III, № 47, с.209;Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 21.
- 81) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 232.
- 82) Л.Е.マローゾヴァは、帰国からこのサボールまで、フィラレートには時間的な余裕がほとんどなかったことから、サボールの召集はフィラレートの主導によるものではなく、ミハイール政府による集団的な指導によるものであったとして、通説に異を唱えている。
- Морозова Л.Е. Михаил Федорович. В кн.: Демидова Н.Ф., Морозова Л.Е., Преображенский А.А. Первые Романовы на российском престоле. М.,1996, с. 43.しかし、この見解にはそれほど説得力があるとは思えない。たしかに帰国後に限れば、フィラレートに時間的な余裕はなかったかもしれない。しかし、偽ドミートリー2世のツシノ陣営で総主教を務め、ポーランドとの交渉団を率いていた彼のほかに、この困難な時期に総主教位を託すことのできる人物がいたとは考えにくい。帰国後、時をおかずに総主教に昇位していることから判断しても、彼の帰国と総主教昇位は以前から政府の既定路線であった可能性が高い。そうだとすれば、たとえ不在であったとしても、モスクワ政府が彼の意向を無視して動いたとは思えないからである。
- 83) ААЭ, т. III, №105, с.144. См.:СГГД, т. III, № 47, с.209;Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 21.
- 84) ААЭ, т. III, №105, с.144. См.:СГГД, т. III, № 47, с.209;Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 21.
- 85) ААЭ, т. III, №105, с.144. См.:СГГД, т. III, № 47, с.209;Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 21.
- 86) ААЭ, т. III, №105, с.144. См.: СГГД, т. III, № 47, с. 210; Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 21.
- 87) ААЭ, т. III, №105, с.145. См.: СГГД, т. III,

- № 47, с. 210; Ю. В. Готье. Акты, No.VI, с. 22.
- 88) Смирнов П. П. Указ. соч., с. 367. なお、この問題は『1649年法典』第19章第19条において最終的な決定をみた。Соборное Уложение 1649 года. XIX, 19. В кн.: Российское законодательство X-XX веков, т. 3. Акты Земских соборов, М., 1985, с. 285. 中沢敦夫・吉田俊則「『1649年法典』翻訳と注釈」(6)『富山大学人文学部紀要』第52号(2010年)234頁。
- 89) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 233. なお、士族と強者たちとの対立・抗争については、拙稿「紹介 イーゴリ・リヴォーヴィチ・アンドレーエフ「モスクワ国家の「強者たち」と17世紀20-40年代におけるかれらと士族の戦い」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第2号(2001年)および同「17世紀前半モスクワ国家の法定年限と士族の嘆願」平成10年度～13年度科学研究費補助金(課題番号10301018)研究成果報告書『前近代ロシアにおける都市と地方の社会的諸関係に関する研究』(2002年)参照。
- 90) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 233.
- 91) ロシア史におけるゼムスキー・サボールの位置付けに関するチェレプニンの理解については、B.T.パシュートとの共同執筆であるが、さしあたり次の叙述を参照。B.パシュート・J.チェレプニン／渋谷一郎(抄訳)「封建時代のロシア史の時代区分について」田中陽児・米川哲夫訳編『ロシア史の時代区分』(下)(有斐閣、1959年)402-404頁。
- 92) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 230.
- 93) Материалы В. Латкина, с. 5.
- 94) Там же.
- 95) 例えば、ディチャーチンがそうである。Дитятин И. И. К вопросу о земских соборах XVII ст. 《Русская мысль》, 1883, кн. XII, с. 100-102.
- 96) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 235-236.
- 97) Беляев И. Д. Указ. соч., с. 79.
- 98) ААЭ, т. III, № 115, с.159-160.
- 99) Там же, с. 159.
- 100) Там же.
- 101) Беляев И. Д. Указ. соч., с. 39-40.
- 102) 拙稿「ゼムスキー・サボール」23-24頁。
- 103) Флоря Б. Н. О земском соборе 1621 года. 《История СССР》1981, №4, с. 96-97.
- 104) СГГД, т. III, № 57, с. 227-233; Готье Ю. В. Акты, № VIII, с. 24-29.
- 105) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 96. この種の問題について、すでにチェレプニンが別のところで注意を喚起していた。彼によれば、1618年のゼムスキー・サボールに関連して、小稿で先にみた9月の史料以外にも、補任官署には7月26日付の記録と同27日付の記録がある。どちらも二年間の門地計算の停止についての記録であるが、編集が異なっており、一方はツァーリと貴族会議の協議について書いているのに対して、他方は地方都市からの士族が参加するサボールについて書いている、という。「どちらの編集を信用すべきか、はっきりしない」のである。Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 227.
- 106) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 96.
- 107) Там же, с. 97.
- 108) Там же, с. 97-98.

- 109) Там же, с. 98-99.
- 110) Там же, с. 99.
- 111) Там же, с. 100.
- 112) Там же.
- 113) 代表者を選出するために、地方長官はまず選出人を掌握する必要があるが、これが容易ではなかった。ムーロムの地方長官の報告によると、代表者の選出に特に困難がない場合でも、選出手続きの終了まで3週間かかったという。Дитятин И. И. Указ. ст., с. 99. なお、サポール代表の選出過程をめぐる諸問題については、拙稿「ゼムスキー・サポール」16-24頁など参照。ただし、ここには17世紀中葉の事例も含まれている。
- 114) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 216.
- 115) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 101.
- 116) 「全ルーシの君主、ツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチの布令により、以下の者たちがサポールに出席した：ノヴゴロド府主教マカーリー、ロストフ府主教ヴァルラーム、クルチツクの府主教イオナ、および大主教、主教、掌院、典院、教導聖職者、長司祭、聖職者会議のすべての人々、そしてボヤール、フョードル・イヴァーノヴィチ・ムスチスラフスコイ公とその補佐官たち、顧問官、ドゥーマ会議官、大膳職、近習、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方諸都市から選出された士族、官署役人、連隊長と百人隊長、すべての地方諸都市の小士族、ゴスチと商人たち、ドン（・カザーク）の頭領とカザーク、全モスクワ国家のあらゆる位階保持者たち」。СГГД, т. III, №57, с.227; Готьё Ю. В. Акты, № VIII, с. 24.
- 117) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 250, сн. 23.
- 118) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 101.
- 119) 例えば、次のように。「人々は、かくも強力な敵から偉大なる国家を奪い返し、悪人たちの悪だくみを無に帰せしめたことで、その勇敢さと大胆さで、そしてその同胞愛と思いやりにより、国を挙げての大いなる名誉と賛辞とを獲得した」。Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 102.
- 120) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 102.
- 121) Там же. См.: СГГД, т. III, № 57, с.228-229; Готьё Ю. В. Акты, № VIII, с. 25.
- 122) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 103. 「而して、全ルーシの大君、ツァーリにして大公ミハイール・フョードロヴィチと、陛下の父、大君にして、モスクワおよび全ルーシの至聖なる総主教フィラレート・ニキチチが、サポールで…に語った（А говорил Великий Государь... и отец его Государев, ... на соборе)」。СГГД, т. III, № 57, с.227; Готьё Ю. В. Акты, № VIII, с. 24.
- 123) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 104.
- 124) Там же.
- 125) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 104-105.
- 126) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 105.
- 127) Там же, сн. 45.
- 128) Флоря Б. Н. Указ. ст., с. 100.
- 129) СГГД, т. III, № 57, с. 230; Ю.В. Готьё. Акты, № VIII, с. 26 ;Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 237.
- 130) СГГД, т. III, № 57, с. 230-231; Ю. В. Готьё. Акты, № VIII, с.26-27.
- 131) Черепнин Л.В. Указ. соч., с. 237;СГГД,

- т. III, № 57, с. 231; Ю. В. Готье. Акты, № VIII, с.27.
- 132) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 237.
- 133) Черепнин Л. В. Указ. соч., с. 238; СГГД, т. III, № 57, с. 231;Ю. В. Готье. Акты, № VIII, с. 27.
- 134) Черепнин Л.В. Указ. соч., с.238.
- 135) Там же.
- 136) Дитятин И. И. Указ. ст., с. 103.
- 137) Сташевский Е. Д. Очерки по истории царствования Михаила Федоровича, ч.1. Киев, 1913, с. 86.
- 138) Черепнин Л.В. Указ.соч., с.235.
- 139) 例えばディチャーチンは、アレクセイ時代のゼムスキー・サポールを、いかなる意味も持たない無内容な形態と理解することを拒否している。Дитятин И. И. Указ. ст., с. 106.
- 140) スモレンスク戦争については、拙稿「スモレンスク戦争（1632-34年）とロシアの軍隊」『ロシア史研究』第66号（2000年）、同「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争—スモレンスク戦争（1632-34年）再考—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第19号（2018年）参照。

# State, Societies, and Wars in Early 17th Century Russia: From the Historical Perspective of the *Zemskii Sobor* (2)

ASANO, Akira

Key words: Russia, 17th Century, *Zemskii Sobor*, Filaret

This research deals with the problems associated with the *Zemskii Sobor* ('assembly of the land') of Muscovy in the early 17th century ---- especially in the latter half of the 1610s. During this time, the *Zemskii sobor* played various roles in the politics of the country. The return of Czar Mikhail's father, Filaret to Moscow from Poland in 1619 marked a turning point in politics.

The main events in time covered are as follows.

1616: (June-July.) Mikhail, the new czar, worked with the *Zemskii* sobor to reconstruct Muscovy, which had been devastated by Poles, Lithuanians, and *Vory* (Russian rebels). The *Zemskii sobor* at this time was mainly composed of servitors (*sludhilye ljudi*) and commercial--industrial people of the towns (*posadckie ljudi*). The *Sludhilye ljudi* were especially dissatisfied with their social status, but remained loyal to the Moscow government as they needed the aid of the powerful central government to strengthen their social influence against the *boiare* (nobles).

The Moscow government and Russian people desired to end the war with Poland, but this did not materialised. Thus Mikhail and the *Zemskii sobor* had to unwillingly organised a war-time regime.

(September) The *Zemskii* sobor began peace negotiations with Sweden.

1617: A so-called "incomplete" *Zemskii sobor*, composed of only *posadckie ljudi*, was convened over the subject of taxes.

1618: A defense system for Moscow against the Polish prince Vladislav was organised by Mikhail with the *Zemskii Sobor*. This *Zemskii Sobor* was, as it were, the "reappearance" of the *veche* (a popular assembly in medieval Russian towns).

1619: Filaret, Mikhail's father, returned to Moscow from Poland and began to reorganise the state and society using the *Zemskii Sobor*.

1620: The convocation of a *Zemskii Sobor* at this time cannot be confirmed. However, dialogue between the central government and local societies progressed steadily via written petitions. As a result, many local societies gradually came under the control of the central government.

1621: Making use of the *Zemskii Sobor*, Filaret attempted to expand the authority of the government in diplomatic negotiations with Crimea and the Ottoman Empire, and also increased Filaret's authority in domestic and foreign policy. Furthermore, the government and the *Zemskii Sobor* began to prepare armaments for a war against an old enemy --- Poland.

1622: There is no definitive proof that a *Zemskii Sobor* was convened at this time. In any case, preparations for the war against Poland continued. However, a war did not eventually break out in the end.